

「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて（健康・福祉・医療 分野） 事業評価一覧（令和3年度に実施した事業）

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
エイズ・性感染症等検査相談事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		エイズ及び性感染症等のまん延防止	感染の可能性がある、心配または不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	感染症の影響による変更	1,192	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における受検者の減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、完全予約制にて検査を実施したが、受検者数が減少しており、無症状感染者が十分に把握できていない可能性があるため、コロナ禍においても、検査機会の確保や周知を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:検査相談機会の確保及び啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、感染予防に留意し、完全予約制での検査・相談を引き続き実施するとともに、受検者に対する感染予防等に関する正しい知識の普及啓発を行っていく。</li> <li>・また、広報紙やホームページ等を通じて、広く市民に検査相談の機会を周知するとともに、ハイリスク群であるMSM(男性同性間性的接触者)等にも情報が届くよう工夫を行っていく。</li> </ul>	
エイズ予防普及啓発推進事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民(特に、中学生・高校生及び10～30代の若者)	①学校におけるエイズ教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定期的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸し出し、パンフレットの提供	感染症の影響による変更	319	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民(特に青年期)に対する啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズ予防教育出前講座については、コロナ禍においても、感染予防に留意しながら実施し、中学生等に対し、エイズに関する正しい知識の啓発を行うことができた。</li> <li>・エイズ対策従事者研修会については、新型コロナウイルス感染症の流行状況から、2年間実施を見送っている中で、今後の感染状況も見極めながら、実施可能な方法等を検討していく必要がある。</li> <li>・世界エイズデーに併せた啓発として、これまでの取組みに加え、新たにターゲットとした、専門学生生の目に留まるよう、啓発用リーフレット入りクリアファイルの配布を行った。また、広く市民に対する啓発として、本庁1階市民ホール等において、パネル展示を行うとともに、リーフレットの配布を行うことで、正しい知識の普及啓発を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:広く市民に対する啓発やターゲットを絞った啓発の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズに関する正しい知識の普及啓発を図るため、感染防止対策を講じながら、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、エイズ予防等に関する正しい知識の習得等を目的として、性教育、思春期教育を担当する者等に対するエイズ対策従事者研修会を開催する。</li> <li>・世界エイズデーにあわせ、広く市民に対する啓発を継続的に実施するとともに、HIV感染のハイリスク者へ情報が届くよう、実施方法等を工夫しながら、啓発に努める。</li> </ul>	
がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」「乳がん検診(超音波検査)」を含む)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画どおり	1,009,001	S38		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、各種がん検診の受診機会を確保することにより、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られている。</li> <li>・令和3年度の受診者数については、令和2年度よりも回復したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度の受診者数には届かなかった。</li> <li>・今年度は、受診者数をコロナ禍以前の水準まで回復・増加を図るため、感染を心配し受診を控えている市民に対して、安心して受診してもらえるよう、会場の感染防止対策はもとより、検診の重要性について周知啓発を図りながら、引き続き、受診しやすい環境の整備や受診勧奨などに取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:がん検診の受診率向上と継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診については、がんの早期発見・早期治療を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、各種がん検診の受診機会を確保する。</li> <li>・コロナ禍において、受診を控えている市民に安心して受診してもらうために、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用し、健診会場における感染防止対策の具体的な内容などを周知啓発するほか、より多くの方に受診してもらうために、総合健診の拡充やより利便性の高い集団健診予約システムの利用促進など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組むことで受診率向上に努める。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
結核患者接触者健診事務費	Ⅱ-5	健康づくりの推進		患者の再発の早期発見、感染者の早期発見	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画どおり	3,219	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):結核患者の早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核治療終了者の管理検診及び、結核患者の家族や接触者に対する接触者健診を確実に実施することで、再発者や結核患者の早期発見に努めた。</li> <li>高齢者が多く、かつ診察までに期間を要していた方が多かつたため、高齢者施設や医療機関における接触者健診の実施が多く見られたが、関係者と連携した健診の実施や、必要時には、精密検査につなぐなど、結核患者の早期発見に努めることが出来た。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:結核患者管理検診および接触者健康診断の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核治療の終了者に対する管理検診や結核患者の家族や接触者に対する接触者健診を実施し、結核の再発や患者を早期発見するため、引き続き、各拠点の地区担当保健師より対象者への連絡を確実にし、受診を促すことで、結核のまん延防止を図る。</li> </ul>	
結核患者登録管理	Ⅱ-5	健康づくりの推進		結核発生状況の把握と保健指導の実施	市民	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理を行う。また適切な医療が受けられるよう患者の早期発見・早期治療の促進及び保健指導を実施する。	感染症の影響による変更	133	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における新規登録患者数への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において、定期健康診断や、医療機関の受診控え等により、結核新規登録患者数の減少がみられているため、結核患者の多い、高齢者や外国出生者を対象に、結核の正しい知識について啓発を行うとともに、医療機関に対して、結核の発生状況や診断の遅れに対する注意喚起を含めた情報提供を行うことで、結核の早期受診や早期診断の重要性についての認識が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:結核の早期受診・早期診断の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核定期健康診断や有症状時の医療機関受診等の動奨を行うことで、結核の早期受診や早期診断を促進できるよう、引き続き、医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理に努めることで結核のまん延を防止する。</li> <li>特に、結核患者の多い、高齢者や外国出生者に対して効果的に啓発を行うため、高齢者施設や外国人学校等との連携を強化する。</li> </ul>	
結核対策特別促進事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		結核患者の治療完遂	治療を行っている全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	211	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):結核患者における服薬支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核新規登録患者に対し、DOTS(服薬支援)を100%実施することが出来た。</li> <li>関係機関と連携し、入院中の結核患者の様子等を把握し、確実な服薬が継続できるようカンファレンス等を実施することで、退院後の支援につなげることができ、結核患者の適切な服薬が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:結核患者における服薬支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核患者の確実な治療完遂のため、生活や治療の継続を支援する、医療や介護等の関係者と連携を図りながら、引き続き、適切な服薬支援を実施する。</li> </ul>	
健康ポイント事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の広報活動</li> <li>ポイント交換</li> <li>協賛企業の確保</li> </ul>	計画どおり	83,103	H30	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):参加者数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業への参加者数については、広報紙やラジオ放送、各種団体研修会等での事業周知に加え、新たにタウン情報誌への記事掲載や協賛物品の品目拡充に取り組んだことにより、前年度から8,789人増加した。</li> <li>今後は、若い世代からの運動の習慣化を促進するため、参加率の低い20代に向けた効果的な事業の周知や魅力ある協賛物品の確保に取り組む必要がある。また、参加者の運動歴など、有効なデータを保有していることから、新たな健康づくりの施策等の検討に活用を図るとともに、他の事業分野における活用も検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:若い世代の参加促進と歩かせる仕掛けづくりの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代の参加促進を図るため、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した事業の広報に取り組むとともに、引き続き、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保することにより、市民の参加意欲の向上を図る。</li> <li>健康ポイント事業で保有するデータの分析により、「歩かせる仕掛けづくり」を検討し、プロスポーツチームの開催イベントにおけるチェックポイント設置や、駅等の公共交通の結節点を起点としたウォークラリーの開催などに取り組む。また、関係機関と連携しデータの有効性を検証し、他の事業分野における具体的な活用方法の検討に取り組む。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
骨髄移植者等再接種費用補助事業	II-5	健康づくりの推進		骨髄移植等により再接種が必要になった方に対し、接種費用を助成することで、感染症への感染・発症を防止し、子育てに係る負担の軽減を図る	骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果が期待できず、改めて予防接種を受ける必要がある者	予防接種に要した費用又は定期接種の市負担額のいずれか低い額を助成する。	計画どおり	124	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者に対する周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>骨髄移植者等再接種費用補助について、ホームページや広報紙を通じて市民に周知を図ったことで、対象者の感染症への感染防止等が図られた。</li> <li>より市民に周知を図るため、その方法を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:対象者に対する継続周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の感染症への感染防止等を図るため、引き続き、ホームページや広報紙を通じて周知を図るとともに、より広く周知がされるよう、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行う。</li> </ul>	
骨髄移植推進事業	II-5	健康づくりの推進		骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った本市に住所を有する者及びその者が勤務するドナー休暇制度のない市内の事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画どおり	1,190	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):助成制度の普及と骨髄バンク事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度より助成対象者をドナー休暇のない市内の事業所に勤務する者からすべての市内在住者へと要件を緩和したことや、パンフレット等を用いた骨髄バンク事業の普及啓発活動の推進などにより、助成申請者数が過去最多(8件)となるなど、制度の普及が図られた。</li> <li>骨髄バンク事業におけるドナー登録者の増加を図るため、今後は更なる骨髄等移植における理解の醸成を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:助成制度の普及啓発の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>骨髄バンクドナー新規登録者数の増加を図るため、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法により情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の推進と助成制度の普及啓発を図る。</li> </ul>	
市外予防接種受診者補助事業	II-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	8,658	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点から、申請者に対する助成を実施することで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>疾病の発症予防及びまん延防止のため、市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点から、補助事業を継続して実施する。</li> </ul>	
受動喫煙防止対策事業	II-5	健康づくりの推進		改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進	市内事業者 市民	受動喫煙防止対策に係る周知啓発	計画どおり	0	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施については、事業者向けには、食品衛生責任者講習会におけるリーフレットの配布等を実施したことにより、改正健康増進法の周知が図られた。また、受動喫煙防止に関する相談窓口において、事業者や市民からの相談に対応するとともに、既存特定飲食提供施設に関する届出の受付時においても、事業者への説明を実施したことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者への周知啓発については、引き続き、相談窓口での相談支援や食品衛生責任者講習会におけるリーフレット等の配布等を行い、事業者が主体的に受動喫煙防止対策に取り組んでいけるよう支援していく。また、受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進については、引き続き、市ホームページや市有施設へのポスター掲示等により周知啓発に取り組むとともに、市民や事業者からの相談や問い合わせに対し、適切に対応していく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
新型コロナウイルスワクチン接種事業	II-5	健康づくりの推進		新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止	12歳以上:1・2回目接種 18歳以上:3回目接種 小児(5~11歳):1・2回目接種	接種実施医療機関や集団接種会場において、新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。	計画どおり	3,997,463	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2回目接種においては、「ワクチン接種促進期間」を設け、働く世代や若者を対象とした夜間・休日接種、百貨店、大学等様々な会場における集団接種や、予約なしで接種ができる「ぶらっとワクチン」の実施などにより、接種対象者の約90%が2回目接種を完了し、新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止が図られた。</li> <li>・3回目接種の推進に当たっては、接種対象者に応じた多様な接種機会の提供や接種促進に向けた効果的な周知啓発を行うとともに、4回目接種に向け、国の動向を注視しながら、本市の接種時期・方法を定め、接種券の作成・発送や予約枠の設定など、円滑に接種できる体制を整えていく必要がある。</li> <li>・年齢を問わず存在する未接種者もいることから、引き続き、初回接種が可能な体制を維持していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保と接種率向上に向けた効果的な周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が安心して円滑に接種できるよう、利便性の高い平日夜間や休日前における集団接種、企業や商業施設と連携した接種促進など接種対象者のニーズに応じた接種機会の確保や、ワクチンの効果や安全性に関する正しい情報の周知を図り、早期接種を推進する。</li> <li>・5~11歳への1・2回目接種については、接種を判断できるようワクチンの効果や安全性等に関する正しい情報を発信しながら、希望者が安心して接種できる機会を確保し、提供していく。</li> </ul>	
精神障がい者家族支援事業 (事例検討会、成年後見制度利用支援事業を含む)	II-5	健康づくりの推進		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮精神保健福祉会への委託事業(普及啓発活動・相談業務、家族会の開催)</li> <li>・精神保健家族教室の開催</li> <li>・事例検討会</li> <li>・成年後見制度市長申立</li> </ul>	感染症の影響による変更	1,653	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):精神保健福祉会による相談業務の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、福祉の祭典等は中止となったが、精神障がい者やその家族に対する偏見や差別化の解消が図られるよう、栃木県精神保健福祉会(やしお会)機関紙の配布等を通じて普及啓発を実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について周知が図られた。また、精神保健家族教室は、一部リモートを活用し、感染防止対策を講じながら実施し、疾病の理解や家族の対応を学ぶ機会を設けることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:精神保健家族教室のより効果的な実施方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業を行うとともに、普及啓発活動の際に併せて、相談会や精神保健家族教室の事業の周知を図る。</li> <li>・家族教室については、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、開催手法や周知方法を工夫し実施を継続する。</li> </ul>	
特定健康診査等事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	239,759	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者勧奨事業において、AIを活用した未受診者勧奨を実施し、勧奨後の受診率の向上に効果のあった健診未経験者と不定期受診者への重点的な勧奨により、全体の受診率が令和2年度よりも回復したものの、新型コロナ感染症の影響を受けていない令和元年度の受診率には届いていない。定期的な健康管理のための健診受診の重要性等を周知し、あわせて受診しやすい環境整備を図ることで生活習慣病の早期発見・発症予防の取組を促す必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な受診勧奨の確実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防に向け、不定期受診者の受診の定着化と健診受診が習慣化している退職者を中心とした前年度国保加入者の受診率の底上げを図るため、AI分析に基づくタイプ別メッセージ等による2回の勧奨を確実に実施する。</li> <li>・未経験者については、AI分析による受診行動につながりやすい対象者への勧奨を実施するとともに、ニーズの高い集団健診会場における実施回数を増加させ、新規受診者の掘り起しを図る。</li> </ul>	改善

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
難病患者支援事業	II-5	健康づくりの推進		難病患者支援体制の 充実	難病患者及びその 家族	・医師や理学療法士等に よる疾患群ごとの医療生 活相談会(講演会、個別 相談会、交流会)の実施  ・支援の充実を図るため、 医療・福祉・介護・就労・ 教育等様々な関係機関 により構成する難病対策 地域協議会を開催	感染症 の影響 による 変更	955	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):難病患者支援事業の実施】 ・新型コロナウイルスに感染した際の難病患者の重症化リスクや、講師派遣元の医療機関の医療提供体制の逼迫状況を鑑み、医師の従事回数を減らし、講演会や交流会を中止とした一方で、感染拡大防止につとめながら、電話対応などを活用した個別相談会を実施することにより、難病患者等の着実な支援を行った。 ・「難病対策地域協議会」において、「サービスガイド」を更新したほか、「難病支援検討部会」において、訪問看護師やケアマネジャーを対象とした研修会を開催し、医師による講演や関係制度に関する説明を行ったことで、難病患者支援事業について患者家族や支援者に周知が図られた。  【②今後の取組方針:医療生活相談会の効果的な開催、難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】 ・各種疾病の病態について理解を深めるとともに、個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう、非対面型の開催を検討するなど、感染予防対策をとった上で相談会を開催する。 ・地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」や「難病支援検討部会」を、引き続き開催する。	
人間ドック・脳ドック健診補助事業 (国民健康保険)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期 発見・早期治療	40歳から74歳の国民 健康保険被保険者	人間ドック・脳ドックい ずれかの健診費用の一部 補助(補助単価:10千円/ 人)	計画 どおり	27,740	S59 (人間) H9(脳)		【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】 ・受診者数・受診率ともに前年を上回っている。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保だより等による広報や国保新規加入者への受診勧奨チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。  【②今後の取組方針: 補助の継続実施】 ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、特定健診と人間ドックの周知をあわせて行うなどの工夫をするとともに、健診費用の一部補助を実施する。	
被爆者健康診断	II-5	健康づくりの推進		被爆者の健康保持・ 増進	原子爆弾被爆者の 援護に関する法律 に基づく原子爆弾被 害者	健康診断(定期健康診断 (一般検査:年2回)、希 望による健康診断(一般 検査・がん検診)、精密 検査を実施する。	計画 どおり	538	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):健診の実施と受診環境の整備】 ・健診を希望する被爆者に対し、案内通知等を通して健康診断の周知を行い、健診を実施し、健康保持増進が図られた。また、対象者から新たに健康診断受診の希望があった医療機関に対し協力依頼を行ったことで、受診機会が拡充され、受診率の向上が図られた。  【②今後の取組方針:対象者に対する健診の継続実施】 ・高齢化が進む被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断の周知を図り、対象者が受診しやすい環境の整備を推進していく。	
風しん予防接種補助金	II-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	風しん抗体検査の 結果、抗体価の低 く、かつ風しんにか かったことがない方 で、次のいずれかに 該当する方 ①妊娠している女性 の夫などの同居者 ②妊娠を予定する 又は妊娠を希望す る女性 ③②の女性の夫な どの同居者	医療機関で実施する風し ん予防接種費用のうち 3,000円を助成する。	計画 どおり	846	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費用助成の実施】 ・風しんの抗体検査とともに、予防接種を受託している医療機関において、対象者に対する助成制度の周知を行ったことにより、282件の申請があり、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。  【②今後の取組方針:予防接種費用助成の継続実施】 ・先天性風しん症候群の発生を予防するため、抗体価が低い者に対する予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。	
風しん予防対策事業	II-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	次のいずれかに該 当する方 ①妊娠を希望する 女性 ②①の配偶者など の同居者 ③風しんの抗体価 が低い妊婦の配偶 者などの同居者 ただし、過去に風し ん抗体検査を受け た結果、十分な量 の風しん抗体がある ことが判明し、風し んの予防接種を行 う必要がないと認 められる者は除く。	風しん抗体検査及び相談 を実施する。	計画 どおり	4,802	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):検査及び相談事業の実施】 ・平成30年度から開始した医療機関における風しん抗体検査と風しんにかかる相談事業を令和3年度も実施したことにより、コロナ禍での影響が一定程度みられたものの、妊娠を希望する女性及びその配偶者等同居家族に対し抗体検査を行うことができ、実際に抗体価が低いものへ予防接種の勧奨を行ったことで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。  【②今後の取組方針:検査及び相談事業の継続実施】 ・先天性風しん症候群の発生を予防するため、市内医療機関において妊娠を希望する女性や、抗体価の低い世代の男性等に対し、引き続き、風しん抗体検査及び相談を実施する。	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
ヘルスプランうつのみや事業 (糖尿病性腎症の重症化予防事業)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	糖尿病重症化リスクを抱える医療機関未受診者及び糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者への保健指導による重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	保健指導の実施	計画どおり	0	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):糖尿病性腎症予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を行った結果、延べ指導件数が増加した。糖尿病性腎症該当者への保健指導においては、感染症防止対策を図りながら指導を継続実施することにより、糖尿病性腎症の重症化予防の取組強化が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:専門職員による保健指導の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、引き続き、糖尿病リスクを抱えながらも医療機関を受診していない対象者への受診勧奨を実施するとともに、県糖尿病重症化予防プログラム推進医と連携し、保健指導者数を増やし指導内容を充実させる。</li> </ul>	
幼児インフルエンザ予防接種補助事業	II-5	健康づくりの推進		インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住居登録のある1歳以上2歳未満の者(※令和3年度は、対象を生後6か月から小学6年生までに拡充)	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。(※令和3年度は、1回当たり上限2,500円に拡充)	計画どおり	372,796	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助対象者の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの接種対象外である世代(令和3年10月時点)の発熱患者を減らし、医療機関の負担軽減を図るとともに、コロナ禍におけるインフルエンザワクチンの供給量に適切に対応するため、補助対象者を当初の1歳児から生後6か月～小学6年生に拡充し、インフルエンザ予防接種の接種促進を行ったことにより、インフルエンザのまん延防止が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助対象者の範囲の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザのまん延防止のため、引き続き予防接種費用の補助を実施するが、手指消毒やマスクの着用等の新型コロナウイルス感染対策や新型コロナウイルスワクチン接種により、インフルエンザの罹患率が大幅に減少したことから、補助を行う対象者の範囲について検討する。</li> </ul>	
予防接種運営費	II-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	<p>予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合(乳幼児)、麻しん(乳幼児)、風しん(乳幼児)、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ</li> </ul>	計画どおり	1,512,558	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種定期接種について、対象者への個別通知や広報紙、ホームページ等による周知を行ったことで、高い接種率を維持し、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチンについては、国の積極的勧奨の再開を受け、定期接種対象者に対し、国が作成したリーフレット等の送付を行い、また、子宮頸がん予防ワクチン接種受託医療機関に対し、適切な予防接種の実施と被接種者・保護者に対し、有効性・安全性に関して十分な情報提供を行うよう依頼し、接種の促進を図った。</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチンについては、国においてキャッチアップ接種対象者に対する公費負担による接種等を決定したことを受け、対象者等に対する周知を行い、接種促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:キャッチアップ接種対象者等へ周知と子宮頸がん予防ワクチン接種の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん予防ワクチンについて、定期接種対象者のほか、キャッチアップ接種対象者に対しても、公費による接種が受けられることについて周知し、子宮頸がん予防ワクチンの接種促進を図るとともに、積極的勧奨を差し控えていた間に自己負担で接種を行った者への接種費用の補助の仕組みを構築し、対象者に周知を図る。</li> </ul>	拡大
栄養改善事業	II-5	健康づくりの推進		適正な栄養管理の推進	・市民 ・特定給食施設等の給食施設及び給食従事者 ・食品関連事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病態別栄養相談</li> <li>・栄養相談</li> <li>・給食施設指導</li> <li>・栄養成分表示の相談・指導 等</li> </ul>	計画どおり	217	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民及び給食施設、食品関連事業者等への適正な栄養管理指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病態別栄養相談については、主治医の指示に基づき、生活習慣病などの慢性疾患等の病状に応じた相談を実施することにより、生活習慣の改善及び重症化予防につながった。栄養相談については、市民からの日々の食事の相談に応じ、よりよい食生活への意識の醸成を図った。</li> <li>・給食施設栄養指導については、定期的な指導に加え、新たな手法によるオンライン研修会を実施した。オンライン研修会の参加者アンケートでは、「場所や時間にとらわれずに参加できた」「理解度に合わせて、繰り返し見直すことができた」「職場で多くの人と受講し共有できた」など、満足度の高い結果となり、給食施設における栄養管理の改善につながった。</li> <li>・栄養成分表示の相談等については、栄養成分の表示方法等の相談に応じ、指導を行ったことにより、食品関連事業者の適正な栄養成分表示につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:栄養管理に関する指導の徹底と制度の周知強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への食生活の改善による疾病予防や給食施設における栄養管理の改善については、引き続き、これまでの取組を継続していく。</li> <li>・栄養成分表示の相談等については、食品関連事業者からの相談に対応し、適正な表示ができるよう指導を行うとともに、市民が食品表示の理解を深め、食生活の改善に活用できるよう普及を図っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
外国人への感染症・精神保健対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		ICTを活用して外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行うことにより、感染症及び精神保健対策の充実を図る。	日本語が不自由な外国人住民	多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを活用した応急入院・措置入院等の患者対応及びHIV検査をはじめとする窓口相談対応を行う。	計画 どおり	194	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人住民に対する対応の円滑化】 ・新たに多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを採用したことで、結核患者の受診及び治療状況確認のための面談をはじめとする外国人住民に相談対応の場面において、対応の迅速化及び円滑化が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:外国人住民に対する感染症及び精神保健対策の充実】 ・日本語が不自由な外国人住民に対し、多言語映像通訳アプリを継続して活用することにより、外国人住民への感染症および精神保健対策の充実を図る。</p>	
肝炎ウイルス検診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		肝炎の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴のない方が対象	肝炎ウイルス検診の実施	計画 どおり	13,689	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):肝炎ウイルス検診の実施】 ・肝炎ウイルス検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、肝炎ウイルス検診の受診機会を確保することにより、結果が陽性であった者に対して、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、受診者の肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】 ・肝炎ウイルス検診については、肝炎に感染した場合、自覚症状がないまま進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めながら、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。</p>	
健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進		生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・眼底検査の実施	計画 どおり	77,516	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病の早期発見・早期治療】 ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診を促すことができ、受診者の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:健康診査等の継続実施】 ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、生活習慣病予防や早期発見・早期治療につなげていくため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、健康診査等を実施していく。</p>	
健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	感染症の影響による 変更	1,466	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した健康づくりの推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、新たな日常に対応した健康づくりができるよう、オンライン環境の整備を行い、講座の内容や対象者に応じた動画配信や双方向型オンライン講座等を開催し、多くの市民に見てもらうことができた。また、「健康つつみやき〜まるごと健康ガイド〜」を作成し、市有施設に加え、地域・職域連携推進協議会の事業や各種健康教育、出前講座、健康づくり推進員など幅広く配布した。今後は、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:関係団体との連携・協力による健康づくりの推進】 ・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、引き続き、新たな日常に対応しながら、対象に合わせた効果的な手法を検討し、新規受講者の拡大に向け、動画配信や双方向型オンライン講座等を実施していく。また、「健康つつみやき〜まるごと健康ガイド〜」を関係団体との連携・協力により普及啓発するとともに、講座等において活用し、市民が日頃の生活習慣を見直し、行動変容につなげられるよう支援を行っていく。</p>	
後期高齢者健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進		高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	健康診査の実施	計画 どおり	112,804	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の発症・重症化予防】 ・後期高齢者の健康診査については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診者数減少している。また、健康診査の実施により、受診者の糖尿病等の生活習慣病発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:健康診査の継続実施】 ・後期高齢者の健康診査については、高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、健康診査を実施していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
後期高齢者歯科健診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下予防	市民(前年度75歳に到達した方) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	歯科健診の実施	計画どおり	1,642	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】</p> <p>・高齢者を対象とした歯科健診については、コロナ禍においても、感染防止対策を講じながら、後期高齢者歯科健診を実施することにより、歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態や咀嚼(そしゃく)、嚥下(えんげ)を含む口腔機能をチェックすることで、受診者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:誤嚥性肺炎等の予防のための継続実施】</p> <p>・高齢者を対象とした歯科健診については、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防のため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、歯科健診を実施していく。</p>	
骨粗しょう症検診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療	市民(満40歳～満70歳のうち5歳ごとの節目年齢の女性が対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画どおり	7,023	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診で実施】</p> <p>・骨粗しょう症検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、集団健診における骨粗しょう症検診の受診機会を十分に確保することにより、受診者の骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:骨粗しょう症健診の継続実施】</p> <p>・骨粗しょう症検診については、骨粗しょう症が骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療のため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、骨粗しょう症検診を実施していく。</p>	
歯と口の衛生推進事業 (細事業「訪問歯科診療推進事業」含む)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		市民の歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成や正しい知識の普及啓発	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者よい歯の表彰式</li> <li>・歯と口の健康週間イベント</li> <li>・歯と口腔の健康づくり出前講座</li> <li>・訪問歯科診療講習会</li> <li>・周知用リーフレットの配布</li> </ul>	感染症の影響による変更	948	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科医師会と連携した事業の着実な実施】</p> <p>・令和3年度の歯と口の健康週間イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。</p> <p>・歯と口の健康づくりについては、市歯科医師会と連携し作成した「口腔の健康セルフチェックシート」を、節目健診や出前講座、成人式等において配布・活用したことにより、歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及につなげた。</p> <p>【②今後の取組方針:成人期の歯周病対策の強化】</p> <p>・歯と口の健康週間イベントについては、関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、検討していく。</p> <p>・歯と口腔の健康づくりに関する、知識の普及啓発を図るため、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携しながら、「口腔の健康セルフチェックシート」を効果的に活用することにより関心を高め、歯と口腔のケアの重要性を啓発し、歯周病の早期治療や定期的な歯科健診の受診促進につなげていく。</p>	
歯科健診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		歯周病の予防、早期発見・早期治療	市民(満30歳～70歳のうち5歳ごとの節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画どおり	10,787	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):節目年齢における歯科健診の実施】</p> <p>・節目年齢における歯科健診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、歯科健診の受診機会を確保することにより、受診者の歯周病の予防、早期発見・早期治療が図られている。</p> <p>【②今後の取組方針:成人期の歯周病対策の強化と健診の継続実施】</p> <p>・節目年齢における歯科健診については、歯周病の予防、早期発見・早期治療のために、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、引き続き、歯科健診を実施するとともに、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携し、歯周病の症状などがチェックできる「口腔の健康セルフチェックシート」の活用を図るほか、かかりつけ歯科医をもつことの推奨や定期的な歯科健診の受診勧奨を進めていく。</p>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
集団健診予約受付業務(「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」の運用)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供	市民	「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」による集団健診の予約受付	計画どおり	21,831	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利便性の高い集団健診予約受付サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診予約受付業務については、令和3年4月から、見やすく、操作しやすいデザインに見直しを行った「集団健診予約システム」の運用を開始し、若い世代を中心としたインターネット予約の利用増加により、これまで予約数全体の2割に満たなかったインターネット予約の割合を4割以上に引き上げることができ、市民のライフスタイルに応じた集団健診予約受付サービスが提供できた。</li> <li>・インターネット予約の割合が増加したことにより、「集団健診予約センター」への電話予約の集中を抑制することができ、よりつながりやすい受付体制を確保できた。</li> <li>・今後は、受診者数の少ない若い世代を中心に、より多くの市民に受診してもらえるよう、インターネット予約の利用促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:集団健診予約受付サービスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診予約受付業務については、健診の受診率向上を図るため、若い世代を中心として幅広い世代に利用されているSNSやホームページ等を積極的に活用し、いつでも、どこでも健診の予約ができることや年間を通じて予約が可能であることなどの「集団健診予約システム」の利点を周知啓発することにより、インターネット予約の利用拡大を図るとともに、「集団健診予約センター」においては、インターネットによる予約が困難な市民に対してよりきめ細かな電話対応を行うことにより、円滑な集団健診予約受付業務を実施していく。</li> </ul>	
食育の推進 (細事業「うつつのみや食育フェア実行委員会交付金」を含む)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	市民	・各種講座 ・イベント ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発等	感染症の影響による変更	3,405	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜食育の普及啓発＞</li> <li>・食育出前講座については、新たな日常に対応するため、これまでの対面方式に加え、積極的にオンライン方式を活用し、大学や事業所等を対象に開催した。</li> <li>・また、webサイトのクックパッド公式キッチンに、本市考案のヘルシーメニューのレシピを掲載し、家庭内における健康的な食事の提供に寄与した。さらに、昨年度に引き続き、スーパーマーケット等と連携した啓発事業を試行的に行い、実施店舗を令和2年度の5店舗から20店舗へ大幅に拡大することができた。今後も、新たな日常に対応した講座の開催や、より効果的な啓発事業を行っていく必要がある。</li> <li>＜食育フェアの開催＞</li> <li>・第16回(令和3年度)食育フェアについては、コロナ禍においても市民が安心して参加できるよう、オンライン方式により開催し、1,200回を超える視聴があり、食に関する知識の向上や食を通じた健康づくりへの意識の醸成が一定程度図られた。今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮しながら、新たな日常に対応した形のイベントを開催する必要がある。</li> <li>＜食育推進計画の策定＞</li> <li>・食を取り巻く環境の変化等に対応し、食を通して市民の一人ひとりの健康づくりを推進するため、第4次宇都宮市食育推進計画を策定した。今後、計画に掲げる目標の達成に向け、家庭、学校、地域、企業、行政などが連携・協力し、より一層、充実した食育活動を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自然と健康になれる食環境づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜食育の普及啓発＞</li> <li>・引き続き、あらゆる媒体を活用した啓発事業やオンライン等による講座を開催し、市民の健全な食習慣づくりを支援していく。また、市民がより多くの野菜を摂取し健全な食生活を実践できるよう、市内のスーパーマーケット等と連携し、「野菜増し(ベジまし)」事業の実施店舗の拡大を目指すとともに、「自然と健康になれる食環境づくりの推進」に向けて、生活のあらゆる場面における情報提供やヘルシー弁当の開発・販売、自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業等に取り組んでいく。</li> <li>＜食育フェアの着実な開催＞</li> <li>・食を通じた健康づくり等への一層の理解促進に向け、オンラインと屋外イベントの併用などにより、参加方法の選択肢を増やすとともに、魅力あるコンテンツを提供することで、さらなる参加者の拡大を図る。</li> <li>＜第4次食育推進計画の着実な推進＞</li> <li>・分かりやすいリーフレットの作成・配付により、市民や関係機関等の理解促進を図り、基本目標の達成に向けて、多様な取組主体との連携のもと各施策に取り組むとともに、食育推進会議において進捗を評価しながら、着実に計画を推進する。</li> </ul>	拡大

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
地域・職域連携推進事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	市内事業者 市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰 ・ビジネスPCR等検査支援事業	計画ど おり	17,051,200	H20	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。また、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や動画配信による健康づくり講演会を実施したところ、動画については昨年度より視聴があるなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。</li> <li>他業種に比べ保健指導等の割合が高く積極的な支援が必要な業種(「建設業」、「運輸業・郵便業」)に対し、健康講座の利用動向を動きかけ、受講につなげるとともに、建設業においてモデル事業所の選定を行い、健康づくりへの取組に係るアンケートを実施したところ、がん検診の受診率が低いことや、野菜や食塩摂取量などの食生活、運動や喫煙などの生活習慣における課題が見られたことから、その結果をもとに、今後の事業所における改善に向けて協議した。今後は、建設業以外の運輸業や郵便業からもモデル事業所を選定する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:健康づくりに取り組む事業所の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職域における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、関係機関と連携しながら、健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。</li> <li>令和3年度に選定したモデル事業所に対し、検診の必要性や受診方法等を紹介したり、野菜摂取や減塩など健康に関する講座の受講案内をするなど、直接的な支援を実施し、具体的に健康づくりに取組んでもらうほか、他業種での新たなモデル事業所においても健康に関する課題を抽出し、具体的な健康づくりのサポートを実施する。</li> <li>事業者が従業員等に実施するPCR等検査については、企業活動における感染リスクの低減を図る効果があるため、令和4年度も費用の一部を補助する。</li> </ul>	
地域における健康づくり実践活動の推進	II-5	健康づくりの推進		地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	感染症 の影響 による 変更	1,613	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):重層的な健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進員等養成講座については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極め、開催時期を変更して実施した。また、各地区組織の活動については、適宜推進員からの感染予防対策等の相談に応じ、コロナ禍での健康づくり活動の実施に向けて支援し、活動の再開につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:休会中の組織への支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進員等養成講座については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながら着実に開催し、地域で新たに活動できる人材を育成する。また、各地区組織においては、新たな日常に対応した健康づくり活動が実施できるよう、地域拠点と連携しながら活動を支援するとともに、組織が休会となっている地区については、活動が再開できるよう、組織のリーダーとなる人材の発掘や、新たな推進員の確保に向けた養成講座への受講動向などに取り組む。</li> </ul>	
風しん追加的対策事業	II-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	昭和37年4月2日 から昭和54年4月1 日生まれの男性	風しん抗体検査及び予防接種を実施する。	計画 どおり	36,039	H31		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):受検者数の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未受検者に対し、再度クーポン券を送付し、受検動向を行い、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響下で、受検者数は一定数にとどまった(平成31年度の1/4程度)。国においては、当初の目標達成が困難であるため、事業の実施期限を令和7年3月末まで延長したことから、引き続き、受検率の向上に向け、対象者に対して広く周知していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:対象者への個別通知などの受検動向の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受検率の向上を図るため、引き続き、対象者全員に対し、抗体検査と予防接種を無料で受ける際に必要なクーポン券を送付するとともに、広報紙やホームページで引き続き案内を行うほか、地域職域連絡協議会や商工会議所を通じ、事業所への制度の周知を行うなど、対象者に対し受検を勧奨する。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
アルコール関連相談事業(断酒会)	II-5	健康づくりの推進		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症などのアルコール関連問題を抱える市民やその家族等	宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	感染症の影響による変更	100	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール依存症などの問題を抱える市民やその家族等を対象に、断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催したことで、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールに関する正しい知識の普及啓発のため、引き続き断酒会による相談会を実施するとともに、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用した普及啓発活動を継続的に実施する。</li> </ul>	
アルコールに関する健康教育事業	II-5	健康づくりの推進		未成年者の飲酒防止	・市内小中学生 ・市内小6年生、中3年生の保護者	・小中学校へへの出前講座の実施 ・児童と保護者が未成年者の飲酒防止について話し合えるよう、保護者あてリーフレットの配布	感染症の影響による変更	125	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):アルコールに関する健康教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況によって日程の変更や、感染予防対策としてZoomを活用するなど10校に実施した。また、全対象者に保護者向けリーフレットを配布したこと等により、未成年者の飲酒防止に関する理解促進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:アルコールに関する健康教育等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者の飲酒防止を図るために、十分な感染予防対策を取ったうえで、引き続き、健康教育を開催する。</li> </ul>	
こころの健康づくり講座	II-5	健康づくりの推進		こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	市民、学校関係者、介護や障がい福祉の支援者	精神科医師等がこころの健康をテーマに講座を開催し、精神保健分野の知識の普及啓発を行う(3回/年)	感染症の影響による変更	74	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):こころの健康づくり講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ病、摂食障害・依存症、統合失調症をテーマに感染防止対策を講じながら講座を開催したことにより、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が図られた。また、ケース支援においては、支援者からの相談が多いことから、テーマに合わせて支援者や学校関係者にも参加を募った。アンケートには「正しい関わり方を理解できた」等の意見が多くみられたことから、正しい知識の普及啓発が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:こころの健康づくり講座の継続開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、より多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマ内容の組み合わせを工夫するとともに、参加しやすい会場の設定など効果的な方法を検討しながら、引き続き開催する。また、テーマによっては支援者の参加も募っていく。</li> </ul>	
私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	II-5	健康づくりの推進		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準額は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	4,322	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):合理的な結核患者の早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核まん延のリスクに備えた効率的な定期健康診断の実施を促し、学校等の集団生活における結核患者の早期発見に取り組むため、私立学校等に対して本事業の周知を行い、申請のあった24団体に対し、補助金を交付したことで、予防意識の醸成とともに、結核のまん延防止が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助金により支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防意識の醸成とともに、結核のまん延防止を図るため、私立学校等に対して補助金による支援を継続して実施する。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
自殺予防・こころの健康づくり対策事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議、宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催</li> <li>・人材養成事業(ゲートキーパー研修会)</li> <li>・こころの健康づくり研修会の開催</li> <li>・普及啓発活動(自殺予防週間や自殺対策強化月間)</li> <li>・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性へのメンタルヘルスに関する情報紙の配布)</li> <li>・若年層に向けた相談啓発事業</li> <li>・自死遺族等を支援するためのマニュアル改訂</li> <li>・各種相談先一覧クリアファイル更新</li> </ul>	感染症の影響による変更	3,119	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：総合的な自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布したほか、市内の中学生に対して相談先が明記された啓発物を配布した。また、自死遺族等を支援するためのマニュアルを改訂するなど、総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。</li> <li>・社会全体のつながりの希薄化や、新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少により、孤独・孤立の問題が顕在化している状況下、若年層に向けたプッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいるところだが、自殺者数については20代から50代の働く世代が依然として高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組んでいく必要がある。</li> <li>・自傷行為等が年々若年化している状況にあり、若年層へのこころの健康づくり対策が一層重要である。また、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時期を捉え、関係機関と連携し、若年層に届く方法で周知啓発に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、自殺対策計画に基づいた対策を引き続き実施するとともに、特に自殺者数が増加している若年層や自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、「大学・専門学校教職員」や「小・中・高等学校教職員」向けゲートキーパー研修会を開催する。さらに、働く世代を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、自殺未遂者支援マニュアルの改訂等、総合的な自殺予防対策を推進する。</li> <li>・自殺予防対策を支える支援として捉え、各種関係機関・団体と連携し、若年層対策の充実を図る。</li> </ul>	
人間ドック・脳ドック健診補助事業(後期高齢者医療)	II-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価：10千円/人)	計画どおり	7,260	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：疾病の早期発見・早期治療の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者数は昨年度より増加しており、疾病の早期発見、早期治療の促進が図られているが、被保険者数に占める割合はコロナ前の水準に戻っていないため、広報紙などを活用した周知啓発に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、事業の周知に取り組むとともに、健診費用の一部補助を実施する。</li> </ul>	
(保健総)保健施設整備費(単独)	II-5	地域医療体制の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	9,273	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：施設の長寿命化に向けた改修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画に基づき、夜間休日救急診療所のバルコニーなど、施設の整備及び改修を実施し、施設の長寿命化が図られ、安全で快適な利用を維持することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：計画的な施設の維持更新の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な維持更新を行う。</li> </ul>	
医事・監視指導事務	II-5	地域医療体制の充実		良質かつ適切な医療提供の確保	病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所	許認可及び新型コロナウイルスの感染状況に応じた監視指導の実施	計画どおり	231	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：良質かつ適切な医療提供体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染状況に応じて、医療法等に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療提供体制の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：医療施設等に対する計画的な立入検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染状況に応じ、引き続き、医療施設等に対する立入検査を実施する。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇都宮市医療保健事業団補助金	II-5	地域医療体制の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	83,012	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的で安定的な運営体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するとともに、事業団の運営や各種事業の課題等を協議・精査しながら、事業団の経営改善に向けた支援等を行い、安定的な運営に取り組んだ。今後も、経営改善に向けた支援等が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:運営体制の確保・向上に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するとともに、引き続き、各事業の課題等に取り組みながら、運営体制の確保・向上に向け、必要な支援等を行う。</li> </ul>	
救急医療対策事務	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	救急告示医療機関、市医師会、消防等関係団体	救急医療対策連絡協議会の開催	計画どおり	184	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療対策連絡協議会において、評価検証を行い、関係機関と連携し、情報を共有したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:救急医療対策連絡協議会の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、二次救急医療体制の維持・確保を図る。</li> </ul>	
救急医療適正受診促進費	II-5	地域医療体制の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	新型コロナウイルスの感染状況に応じた救急医療の適正受診の促進に向けた啓発	計画どおり	237	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正受診を普及啓発するためのイベントの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急受診の手引きを配布したほか、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、救急の日・救急医療週間におけるイベントとしてオンラインによる講演会を実施するなど、救急医療の適正受診に向けた普及啓発を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:適正受診方法についての普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染状況に応じ、引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診について、適切な方法による普及啓発を実施する。</li> </ul>	
協力病院等運営費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(1病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	29,432	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助する。</li> </ul>	
協力病院等設備整備費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(1病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	7,095	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力病院等のうち3病院の設備整備に要する経費に補助金を交付し、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
健康危機管理対策事務費	II-5	地域医療体制の充実		健康危機管理体制の確保・充実	健康被害が発生したあるいは発生する恐れのある事案	健康危機管理事案発生時における協力体制を強化	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康危機管理発生時の適切な対応の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥インフルエンザ発生時における県との職員の相互派遣の協力体制を構築したことにより、一層の安定的な健康危機体制の確保が図られた。また、新型コロナウイルスについては、感染状況に応じて、関係部局や関係団体等と連携し対応を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:健康危機管理体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との円滑な連絡・協力体制を確保するとともに、事故発生時に迅速な対応が行えるよう、危機管理体制の更なる強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症への対応について、引き続き、関係部局や関係団体等と連携し、市民の命と健康を守るため、より一層、適切かつ迅速な対応を図る。</li> </ul>	
健康増進事業等推進協力金(県医師会)	II-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,948	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:県医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。</li> </ul>	
健康増進事業等推進協力金(県歯科医師会)	II-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	346	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:県歯科医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県歯科医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。</li> </ul>	
口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人 宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):口腔衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する口腔衛生事業に対して、歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市歯科医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市歯科医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進する。</li> </ul>	
災害時医療対策事務	II-5	地域医療体制の充実		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催	計画どおり	1,238	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な災害時医療救護体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの状況下において関係機関、団体等が一堂に会した訓練が実施できない中、医療機関とEMIS入力訓練を実施し、医療機関の被災状況などの情報を共有することで、災害時の連絡通信体制の確保が図られた。今後は災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、感染症対策を講じながら実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:医療関係団体等と連携した訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、医療機関等と感染症対策を講じた実践的な訓練を行っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
歯科衛生士養成補助金	II-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校に属する経費の一部を補助	計画どおり	6,000	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科衛生士の養成・確保】 ・歯科衛生士学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い歯科衛生士の養成・確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:歯科衛生士の更なる養成・確保】 ・質の高い歯科衛生士をこれまで以上に養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。</p>	
准看護師養成補助金	II-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	7,600	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):准看護師の養成・確保】 ・准看護学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い准看護師の養成・確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:准看護師の持続的な養成・確保】 ・質の高い准看護師を養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。</p>	
小児救急医療体制補助金	II-5	地域医療体制の充実		小児救急医療体制の維持・確保	済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助(国・県・市1/3)	計画どおり	20,732	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な小児救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部を補助したことにより、夜間及び休日における小児救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助する。</p>	
病院群輪番制病院運営費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	71,768	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。</p>	
病院群輪番制病院設備整備費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】 ・病院群輪番制病院のうち2病院(NHO栃木医療センター、NHO宇都宮病院)の設備整備事業計画に対し、県に補助金交付申請を行ったが不採択となった。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・救急患者の治療のために必要な医療機器等を整備することは、二次救急医療体制の維持・確保を図るためには重要であることから、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に対し、本補助金を活用しながら支援を行っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
保健衛生事業推進協力金(市医師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施する保健衛生事業に対して、医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市医師会との連携協力体制の継続的な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</li> </ul>	
保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健衛生事業の円滑な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施する保健衛生事業に対して、薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市薬剤師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市薬剤師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</li> </ul>	
夜間休日救急診療所運営事業	II-5	地域医療体制の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	387,412	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):初期救急医療体制の維持・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし、コロナの状況下においても屋外施設(コンテナ等)を活用した診療を行うなど、夜間休日救急診療所の円滑な運営に取り組んだ。今後は、施設内における感染症対策の強化が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期救急医療体制の維持・確保を図るため、夜間休日救急診療所の感染症対策に係る調査結果をもとに、市医師会や事業団等と連携しながら必要な対策を実施し、診療所の適切かつ円滑な運営を確保する。</li> </ul>	
献血普及啓発事業	II-5	地域医療体制の充実		輸血用血液の安定的な確保	市民	・情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画どおり	128	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):献血の普及啓発による献血者数の目標数達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>献血に係る普及啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援することにより、献血目標数を概ね達成できた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:献血の普及啓発と献血団体の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及啓発を行うとともに、各献血会の取組を支援する。</li> </ul>	
薬事・監視指導事務	II-5	地域医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保</li> <li>大麻等の薬物乱用防止の普及啓発</li> <li>かかりつけ薬局・薬剤師の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設</li> <li>市民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可及び監視指導の実施</li> </ul>	計画どおり	658	H8	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医薬品等の安全性の確保、薬物乱用防止対策とかかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染状況に応じて、医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。</li> <li>薬物乱用防止出張教室については、教育現場の関心の高きから前年度の2倍の申込みがある中、感染症対策を講じながら、児童生徒に分かりやすいマンガリーフレットを活用して講座を実施した。</li> <li>「かかりつけ薬局・薬剤師」に係る市民への周知のため、市薬剤師会と連携して市民公開講座や出前講座を実施するとともに、地域包括ケアの推進にあたっては在宅療養に係る訪問薬剤師の積極的な活用が求められている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化、かかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染状況に応じ、引き続き、薬局等に対する立入検査を実施する。</li> <li>薬物乱用防止指導員等と連携した啓発活動や小中学生向け出張教室の継続実施に加え、ICTを活用したマンガリーフレットの発信など、対象年齢に応じた効果的な啓発を行う。</li> <li>かかりつけ薬局・薬剤師については、市薬剤師会と連携して市民への周知充実を図るとともに、在宅療養の更なる推進に向け、薬局・薬剤師と介護や在宅医療に係る他職種・他機関との連携強化の支援を行う。</li> </ul>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
介護施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		地域密着型サービス 事業所の整備促進	市内で地域密着型 サービス事業所の 整備を行う法人	施設整備及び施設の防 災・減災に資する設備等 並びに開設準備に要する 費用の一部助成	計画より遅れ	0	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):応募事業者増に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に基づく未整備圏域への参入促進を図るため、募集方法の見直しを行い公募を実施したが、認知症対応型共同生活介護と特定施設入所者生活介護については選定されなかったことから、令和4年度に再公募することとした。また、選定した小規模多機能型居宅介護については、詳細設計に時間を要したため、令和4年度に整備を繰り越すこととなった。</li> <li>・地震等の自然災害の多発や、災害時等における事業継続に資する整備等に対する補助の要望が増えているため、支援を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未整備圏域への参入促進を図るため、周知期間や工期を十分に設けるとともに、事前の相談の際には、当該未整備圏域の特色を含め、第8期介護保険事業計画についての丁寧な説明を行うなど、計画に沿った施設整備を推進する。</li> <li>・新たに実施された国の交付金事業を活用し、既存の高齢者施設が行う防災・減災対策に資する設備等の整備に要する費用を助成することで、施設における災害等への対応力強化を推進する。</li> </ul>	拡大
社会福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		社会福祉施設の整備 促進	市内で社会福祉施 設を運営する社会 福祉法人	社会福祉施設の小規模 整備費の一部助成	計画 どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、昨年度は実績が無かった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時への対応として、事業を継続していく。</li> </ul>	
認知症周知啓発事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解 に向けた周知啓発の 推進	市民(認知症の本人 や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症 に対する理解を深めるた めの周知啓発	感染症 の影響 による 変更	1,037	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における認知症の人を地域で支える人材の養成・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」については、コロナの影響により養成講座の開催数が減少し、養成者数は低調となっているものの、オンラインによる受講方式を取り入れることにより、継続して養成することができた。</li> <li>・具体的な支援活動の実践者である「認知症パートナー」については、コロナ禍においても活動を継続できるよう、オンラインによる傾聴ボランティアに取り組んだことにより、新たな活動の場をつくることができた。</li> <li>・引き続き、認知症の人を地域で支える人材の育成・支援に向け、令和3年度の取組を更に充実する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:認知症サポーター養成講座のオンライン活用と認知症パートナーの活動継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座については、引き続き、オンラインによる受講方式の普及が図れるよう、市民に対するホームページ等における案内などに取り組んでいく。</li> <li>・認知症パートナーの活動においては、より多くの認知症の本人のニーズに対応できるよう、認知症パートナーの特技や希望日時を踏まえながら、活動先の拡充に取り組んでいく。</li> </ul>	
認知症総合支援事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連 携した認知症ケア体 制の充実	医療・介護従事者、 市民(認知症の疑い のある方など)	医療や介護が緊密に連 携した切れ目のないケア 体制の充実、認知症の早 期発見や相談支援の推 進	計画 どおり	7,748	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の本人・家族に対する相談体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別データ分析において、もの忘れリスクの高い傾向にあった地域で「もの忘れ相談会」を開催したことにより、認知症リスクを有する方や支援を必要とする方をより多く把握することができた。</li> <li>・また、これらの中には継続的な心身のケアを必要とする方もおり、早期発見後の引継ぎ先として、認知症の本人・家族等の通いの場である「認知症サロン(オレンジサロン)」の役割が益々重要となっている。</li> <li>・そのため、引き続き、認知症の早期発見に取り組むとともに、その後の継続的な相談支援も含めた相談体制の強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:もの忘れ相談会及び認知症サロン(オレンジサロン)の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より身近な地域において、認知症の本人・家族に対する相談体制の強化を図るため、もの忘れ相談会の開催地域や開催施設の工夫に取り組むとともに、認知症サロン(オレンジサロン)の設置箇所や実施回数を拡充していく。</li> </ul>	拡大

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
はいかい高齢者等家族支援事業補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画どおり	176	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):助成内容の拡大による事業の充実と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページなどで周知を行い、事業の利用促進を図ったことにより、靴型機器の助成件数が増加した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:利用促進のための周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はいかいする高齢者等を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、引き続き、事業の周知に努めていく。</li> </ul>	
はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	63,142	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者と連携を図るとともに、事業周知や助成券を交付することで、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。</li> </ul>	
ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	SDGs	地域の見守りと支援体制の充実	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	・ 地域による見守り ・ 地域包括支援センターによる安否確認	感染症の影響による変更	ケア会議 2,539 安否確認 576	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍におけるひとり暮らし高齢者調査と見守りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり暮らし高齢者を把握するための調査について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの民生委員等による対面での訪問調査に代わり、見守りの希望や緊急連絡先などを確認する調査票を郵送して実施した。得られた情報については、民生委員や地域包括支援センターと情報共有し、見守りや安否確認につなげることができた。また、見守りが必要な者に対しては、地域ケア会議(見守り活動会議)において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り対象者の把握のため、コロナ禍を踏まえて、昨年度と同様に調査票を郵送する方式により実施し、民生委員や地域包括支援センターと連携し、対象者の効率的な把握に努める。</li> <li>・ 高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。</li> </ul>	
介護慰労金支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	1,081	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の適切な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な事業実施により、日常的に介護している家族等の負担軽減につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的に介護している家族等を支援するため、引き続き、適切に事業を実施していく。</li> </ul>	
緊急通報システム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	13,854	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。</li> </ul>	
軽費老人ホーム利用料補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	・ 軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	206,369	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):低所得高齢者等の負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の安定的な居住場所を確保するとともに、負担の軽減が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
高齢者虐待防止事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	102	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者虐待防止マニュアルの周知と関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に適切な支援が行えるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」をもとに、地域包括支援センター職員や民児協高齢福祉部会委員に対して研修を実施したことにより、虐待防止事業の理解促進や関係機関との連携強化につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者への虐待の防止や迅速な対応を図るため、高齢者虐待の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員、地域において高齢者虐待の早期発見、養護者の支援等において連携が必要となる民児協高齢福祉部会委員を対象に研修会を開催するとともに、虐待・DV連携対策会議や民児協の地区定例会等を活用し、高齢者虐待の防止のため連携強化に努める。また、高齢者虐待の通報を受けた場合には、事実の確認を行い必要時施設入所に繋げるなど、迅速に対応するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を図る。</li> </ul>	
高齢者住宅改造補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	12,216	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:他事業との連携と適正なサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。</li> </ul>	
高齢者短期宿泊事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援護を受けることが困難な65歳以上の要支援・介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	2,565	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者短期宿泊事業の周知と実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期宿泊施設への入所を支援することにより、一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等の生活の場の確保に繋がった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:高齢者短期宿泊事業の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期宿泊による在宅生活の支援を図るため、引き続き、事業の周知を図るとともに、事業の適正な利用につながるよう、地域包括支援センターや民生委員と連携し、事業を実施していく。</li> </ul>	
高齢者等ホームサポート事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者等の在宅における自立支援	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	軽易な日常生活の支援を通常の1割の料金で提供	計画どおり	11,882	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業周知と適正なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者や地域包括支援センターと連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提供に努めたことにより、在宅高齢者の自立支援が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:事業周知と適正なサービス提供の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。</li> </ul>	
高齢者無料入浴券交付事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画どおり	958	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業周知と適正なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施公衆浴場や民生委員と連携による事業周知を行いながら、自宅に入浴施設がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:事業周知と適正なサービス提供の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。</li> </ul>	
高齢者用住宅生活援助員派遣事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	15,087	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、高齢者の在宅生活支援につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針】:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅政策課と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
紙おむつ購入費支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		・介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割、8割または7割を支給 ・支給方法:紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画どおり	178,345	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):紙おむつ購入費支給事業の周知により支給件数が増加】 ・広報紙等により事業周知を行い、前年度よりも償還払い、宅配方式ともに支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減が図れた。  【②今後の取組方針:紙おむつ購入費支給事業の継続実施】 ・在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。	
食の自立支援事業(配食サービス)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービスを通じた食生活の改善	計画どおり	22,733	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):食の自立支援事業の周知と実施】 ・高齢者への事前アセスメントを十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせることにより、高齢者の食生活の改善が図られた。  ②【食の自立支援事業の継続実施】 ・高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。	
成年後見制度(高齢者)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	2,387	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):成年後見制度の周知・啓発と利用に向けた支援】 ・パンフレットなどによる成年後見制度の利用に向けた支援及び周知啓発を行うことにより、制度の理解促進が図られたほか、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において、成年後見制度の利用につなぐとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。  【②今後の取組方針:成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の設置】 ・高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度利用促進法や本市成年後見制度の課題に対応し、成年後見制度の利用促進の基本的な考え方を示す計画について、次期地域福祉計画と一体的に策定するとともに、司法関係者等との検討組織による中核機関設置に向け検討を開始する。	拡大
日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルパーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	930	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・地域包括支援センターと連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等を行うことにより、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。  【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
福祉入浴援助事業補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】 ・実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。  【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。	
老人福祉施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	0	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):整備計画の進行管理】 ・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における令和3、4年度整備分(計240床分)の整備事業者を公募し、全て選定することができた。  【②今後の取組方針:計画のかつ着実な整備促進】 ・選定した事業者により、計画に沿った着実な施設整備が行われるよう、定期的に事業の進捗について報告してもらうなど、適切に進行管理していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
高齢者等新型コロナウイルス感染症検査費助成事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び感染した場合の重症化防止	市民(高齢者、基礎疾患のある者)	PCR検査等に係る費用の一部を助成	計画どおり	6,222	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):検査体制の充実に伴う事業廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、広報紙等で定期的に事業周知を図った結果、必要とする高齢者等の利用につながり、高齢者等における感染拡大や重度化の防止に一定の役割を果たすことができた。一方、県におけるPCR検査等無料化事業の開始や、本市における個人向けPCR検査の対象者拡大など、検査体制の充実に背景に、当該事業に係る申請件数が減少したことなどから、令和3年度をもって当該事業を廃止した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業廃止の適切な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染時に重症化リスクの高い高齢者等が適切な検査機関で受検できるよう、広報紙やホームページを活用した事業廃止の周知に併せ、他の検査制度に関する情報提供に取り組んでいく。</li> </ul>	廃止・終了
低所得者利用者負担対策事業(扶助費)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護サービス利用者の負担の軽減	介護保険サービスの利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	社会福祉法人利用者負担軽減額の一部助成	計画どおり	535	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):低所得者利用者負担対策事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等を活用した市民への周知やサービス利用者の認定を行うとともに、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成を実施したことにより、介護サービス利用者の負担軽減が図れた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:低所得者利用者負担対策事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス利用者の負担軽減のため、引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民に周知を図るとともに、未実施である社会福祉法人に対する事業実施の勧奨を行っていく。</li> </ul>	
老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護を担う人材の支援	当該補助事業の申請可能な市内軽費老人ホーム(4施設)	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画どおり	0	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実績なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の実績は無かったが、介護人材の不足が見込まれる中、介護を担う人材への支援は必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助制度の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設における適正なサービスを維持するため、引き続き、事業を実施していく。</li> </ul>	
一般介護予防事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいがづくりの推進		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防教室の開催</li> <li>・自主グループの支援</li> <li>・3つのプロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮ブリッツェン、宇都宮ブレックス)と連携し、いきいき健康教室の開催</li> <li>・リハビリテーション専門職の派遣</li> </ul>	感染症の影響による変更	31,605	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた介護予防の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大のため、一部の介護予防教室やプロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」が未実施となった。一方、Uスマート推進協議会や民間企業と連携しながら、「高齢者向けオンライン体操教室」の実証実験を実施し、高齢者ニーズの把握や男性高齢者の参加につながった。また、プロスポーツチームによる運動の動画作成を行い、市ホームページやYouTubeで配信し、自宅での運動を促した。</li> <li>・フレイル予防「栄養(口腔機能)」を強化するため、栄養士や歯科衛生士の専門職による支援の対象となる自主グループの範囲を従来の1年目グループから新たに3年目までのグループに拡大して実施し、自主グループ活動の充実につなげた。</li> <li>・介護予防教室の質の向上や介護予防教室を運営する地域包括支援センターの負担軽減を図るため、運営主体を民間企業に変更するための検討を行い、市と地域包括支援センター間で民間委託の方向性を共有することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域における介護予防の取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における「新しい生活様式」を意識し、高齢者の健康づくりを充実させるため、地域包括支援センターや民間企業等と連携し、介護予防活動の推進に取り組む。</li> <li>・効果的なフレイル予防と活動の活性化が図れるよう、自主グループに対して、栄養士・歯科衛生士・リハビリテーション専門職による支援を実施する。</li> <li>・令和4年度より、介護予防教室の委託先を地域包括支援センターから民間企業へ変更することから、介護予防教室を円滑に実施できるよう、関係者間での連携を強化していく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
高齢者等地域活動支援ポイント事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進	SDGs	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	22,373	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:ポイント交換物品の追加や活動対象事業の拡充による事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の活動継続の励みや未参加者に対する参加意欲の喚起を図るため、ポイント交換物品にろまんちっく村アグリスバ&amp;湯処あぐりセット券を追加した。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大などの高齢者を取り巻く生活環境が変化し、従来の市主催の教室開催だけでなく、少人数で集う地域の活動に対するニーズが高まっていることから、事業対象を追加する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:参加促進に向けた事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加した交換物品は、20種類ある市施設利用券のうち2番目に多い交換物品となり、令和4年度も新たなポイント交換物品を追加するなど、事業の更なる充実を図っていく。</li> <li>地域主体の介護予防活動を推進するため、地域における健康づくり活動(介護予防活動)などにもポイント付与の対象を拡充していく。</li> </ul>	
シルバー人材センター運営費補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者の就労支援の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画どおり	36,970	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者の就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き、効果的・効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。</li> </ul>	
みやシニア活動センター事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	感染症の影響による変更	1,972	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍に対応した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な感染防止対策を講じながら、予定していた事業の実施に努めた。</li> <li>企画事業は定員を制限して実施しているため、利用者数はコロナ禍前の水準には至っていないが、栃木県シニアサポーターによる事業(ふれあい村)の利用者が新たに加わり、利用者総数としてはコロナ禍前と同水準となった。</li> </ul> <p>②【栃木県シニアサポーターや関係機関等との連携によるセンター事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、センター事業を支援している立場である栃木県シニアサポーターとの連携を強化し、コロナ禍における講座の開催方法を工夫しながら、センター事業の実施に取り組む。</li> <li>ハローワークやまちづくりセンター等の関係機関・団体等との連携を維持し、シニア世代の一次的相談機関として幅広い利用者からのニーズにも対応できるよう取り組む。</li> </ul>	
敬老会開催共催負担金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	地区社会福祉協議会(対象:75歳以上高齢者)	各地区での敬老会の開催支援、開催負担金の交付	計画どおり	106,138	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:運営主体である各地区社会福祉協議会の負担軽減策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体である各地区社会福祉協議会へのアンケート結果やまちづくり懇談会における意見等を踏まえ、敬老会対象者名簿の作成に係る市からの参考名簿の提供方法について、電子データで提供することにより、地域の負担軽減を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:運営主体である各地区社会福祉協議会の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各地区等へのアンケートを実施しながら、敬老会の開催支援及び開催負担金の交付を行い、高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進を図っていく。</li> </ul>	
高齢者外出支援事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスの乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の回数乗車券を交付	感染症の影響による変更	95,093	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業の拡充とICカードを活用した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度より利用者の自己負担額を廃止し、事業を拡充するとともに、庁内外の関係各所と連携し、ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めたことにより、高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図った。</li> <li>しかしながら、コロナ禍における外出自粛の影響により、申請者数は令和2年度よりも減少した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:ICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内交通へのICカード導入を含めて外出支援事業のPRIに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
生きがいがづくり推進事業派遣事業補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいがづくりの推進		高齢者の生きがいがづくりの促進	ねんりんピック(参加資格60歳以上)に出場する本市の栃木県代表選手	出場に係る費用の一部を補助	感染症の影響による変更	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナの影響による未実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの影響により、ねんりんピック開催(岐阜大会)が中止となったため、補助金の交付は行わなかった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいがづくりを促進するため、引き続き出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高めていく。</li> </ul>	
長寿祝記念品贈呈事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいがづくりの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	満80歳、90歳、100歳到達者、市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の支給 ・対象者への祝詞及び記念品の贈呈	計画どおり	118,746	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):敬老事業見直しの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や本市が実施した高齢者意識調査等により、高齢者の敬老事業への意識や市民ニーズを検証するとともに、他中核市や県内他市の状況、健康・平均寿命の伸びなどの社会情勢の変化を踏まえ、敬老事業の見直し案の検討を行った。</li> <li>・祝詞贈呈対象者への贈呈方法について、国・県のものと同様、地区社会福祉協議会により、敬老会実施時に贈呈する形へ変更し、円滑に実施した。</li> </ul> <p>②【敬老事業見直しの検討継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の長寿祝いに相応しい事業とするため、引き続き、市民ニーズを把握しながら敬老事業の見直しについての検討を継続していく。</li> </ul>	
老人クラブ運営費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいがづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ連合会(対象:60歳以上の高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合会への運営費の補助	計画どおり	1,969	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):単位老人クラブへの育成支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位老人クラブへの育成支援を行う老人クラブ連合会に対して運営費の助成を行うことで、単位老人クラブ活動の充実強化が図られており、本市全域における高齢者の生きがいがいい健康づくりにつながっている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、老人クラブ連合会がより一層、効果的・効率的に運営できるよう、支援・指導を継続して行っていく。</li> </ul>	
老人クラブ活動費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいがづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ(対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	感染症の影響による変更	14,895	S39		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における活動継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度から会員減少により小規模化したクラブを補助対象としているところであり、小規模老人クラブに対し、補助金の活用状況などについてヒアリングを行った結果、継続的に勧誘活動や公園等の美化活動、誕生会等の相互交流に取り組んでいるものの、コロナの影響により健康づくり活動を休止しているなど、実態を把握することができた。</li> <li>・小規模老人クラブは、コロナ禍で活動を制限される中でも、美化活動等を通じた地域貢献や、会員相互の交流による生きがいがづくりに取り組んでおり、地域社会を支える重要な役割を担っていることから、引き続き、活動への支援に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:クラブの実態やニーズを踏まえた活動継続支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが今後も地域貢献や生きがいがづくりに取り組んでいけるよう、補助金の見直しを含め、活動支援策の継続について検討していく。</li> </ul>	
介護予防・生活支援サービス事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	要支援者等に対する支援の充実	・生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画どおり	1,305,851	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民・事業者・行政が一体となったケアマネジメントの質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者等の自立支援・重度化防止に向けて、ケアマネジメントの質の向上を図る「AIを活用したケアプラン作成支援」や、事業所と利用者が提供サービスを相互に評価する「いきいき介護チェック事業」の試行を行った。</li> <li>・地域包括ケア推進会議(生活支援部会)を開催し、国の実施要綱に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の評価を行うことにより、サービス提供体制やケアプランの適正化に関する課題が整理できた。</li> <li>・引き続き、自立支援・重度化防止に係る市民啓発を継続するとともに、サービスを提供する人材の確保やケアマネジメントの質の更なる向上に向けた取組が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民・事業者・行政が一体となったケアマネジメントの質の更なる向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者等の自立支援・重度化防止を図るため、ケアマネジャーを対象とし、ケアプラン作成における専門職からの助言・指導を行う研修会の開催や、「AIを活用したケアプラン支援」「いきいき介護チェック事業」の試行に取り組みながら、本格導入に向けて検証を行うなど、更なるケアマネジメントの質の向上に取り組む。</li> <li>・多様な主体によるサービスの提供に向け、「介護サービス従事者養成研修」の対象者を拡充するなど、介護人材や提供事業者の確保を図る。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
在宅医療・介護連携推進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画 どおり	23,286	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):在宅療養に係る市民理解の促進、多機関協働の強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解が深まるよう、自らの望むケア等について考え、身近な人と話し合う「人生会議」をテーマとする在宅療養パンフレットを作成・配布した。</li> <li>・多職種が特定患者の情報を共有できるICTツール「どこでも連絡帳」の更なる利用促進に向け、医療・介護従事者を対象にアンケート調査を実施した。</li> <li>・委託先である医療・介護連携支援ステーションにおいて開催する「ブロック連携会議」に、三士会(県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会)に参画いただくなど、連携強化に向けた顔の見える関係構築を図るとともに、8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を多機関で検討するなど、地域共生社会の実現を見据え更なる連携強化に取り組んだところであり、引き続き、相談支援体制の充実に向けた取組を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域共生社会の実現を見据えた更なる多機関協働の充実等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りに関する市民の理解促進を図るため、昨年度作成した「人生会議」をテーマとする在宅療養パンフレットを活用しながら、市民公開講座や出前講座を実施していく。</li> <li>・高齢者の多剤服用や薬の飲み忘れ防止等の在宅療養における正しい服薬管理や訪問薬剤指導について理解が深まるよう、適正な服薬管理に係るパンフレットを作成・配布していく。</li> <li>・令和3年度末に実施したアンケートの結果を参考にしながら、「どこでも連絡帳」の更なる利用促進について検討するほか、活用事例や共有方法など、当ツールの機能について、医療・介護従事者が参加する研修などの機会を捉えて広く周知していく。</li> <li>・複雑化・複合化した支援ニーズに多機関協働により対応できるよう、これまで構築してきた医療・介護の連携体制の充実に加え、障がい者支援や生活支援などの相談支援機関との連携の充実を図っていく。</li> </ul>	
生活支援体制整備事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の掘り起こしや、その解決策の検討等を実施	計画 どおり	9,823	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体を2地区設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における勉強会の開催や、地域団体等に対する個別の説明のほか、公共施設において各地区の取組状況に係るパネル展示を実施するなど、様々な機会を通じて第2層協議体を設置する目的や必要性等について、理解促進を図ることにより、2地区(合計30地区)において第2層協議体が設置された。</li> <li>・一方で、未設置地区が9地区あり、これまでの支援を踏まえ、その地域に合った支援を行っていく必要がある。</li> <li>・設置地区については、地域課題の抽出や支援を必要とする住民の洗い出しに取り組んでいる地区、居場所づくり等の具体的な活動を展開している地区など、その進捗状況は様々であることから、支え合い活動の創出・充実につながるよう、担い手の育成や確保など、地域の実情に応じた支援を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:第2層協議体の設置促進と円滑な運営支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区連合自治会圏域全39地区への設置に向け、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら、未設置地区での勉強会の開催や先進事例の紹介など、その地域の実情に応じた支援を繰り返して行っていく。</li> <li>・設置地区については、地域の主体的な活動を支援するため、第2層協議体の取組状況をまとめた事例集などを活用しながら、地域間の情報提供やネットワークづくりを行うとともに、支え合い活動の創出を促進するため、第2層協議体に参加しながら、NPO等との連携による新たな担い手の創出、生活支援コーディネーター配置に向けた検討及び生活支援活動の担い手の育成・確保に資する助言などを行っていく。</li> </ul>	
訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	SDGs 好循環P 戦略事業	訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者(市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画 どおり	3,572	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):訪問看護ステーションの開設相談と補助制度の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業所の指定事務所管課と連携しながら、新規開設予定事業者に対して個別相談を行うなど、適宜、補助制度に関する情報提供を行った。</li> <li>・中核市であり、訪問看護ステーションに対する補助金の実施状況について調査を行った。事業所数は、計画値を上回っている一方で、廃業する小規模事業所もあることから、令和3年度に引き続き、実態に即した補助内容の見直しを行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助内容見直しの継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者の療養生活と在宅医のサポートを担う訪問看護師の確保に向け、地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)や栃木県看護協会などの関係者から丁寧なヒアリングを行いながら、補助内容の見直しを図っていく。</li> </ul>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談への対応と相談内容に応じた支援</li> <li>・地域のネットワーク構築に向け、地域課題把握や解決を目的とした、地域ケア会議の開催</li> </ul>	計画どおり	629,081	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の困難事例の早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施した。また、地域包括支援センターが継続的にその役割を果たせるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価を行い、業務状況を明確化するとともに、評価未達成の項目について、市が各地域包括支援センターと個別にその要因を分析し支援を行い、共通の認識が必要な項目については、地域包括支援センター担当者会議を活用し、共通理解を図った。</li> <li>・地域包括支援センター担当者会議や研修会などでウェブ会議システムを活用するとともに、一部の地域包括支援センターにおいて、デジタル技術を活用したケース情報の共有化を試行的に実施することなどにより、業務の効率化につなげることができた。</li> <li>・(仮称)共生型地域包括支援センターの設置を見据え、複雑化・複合化した相談に対応し、相談の受け止めや課題の明確化、必要な支援を見極め、関係機関や関係者と連携し、適切な支援ができるよう、センター職員の対応力の向上や地域包括支援センターの運営体制の強化が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域共生社会の実現を見据えた地域包括支援センターの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域共生社会」の実現を見据え、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した課題に対応する総合的な支援を行えるよう、職員への対応力の向上を図るとともに、地域包括支援センターの運営体制について検討を行っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
意思疎通支援者等派遣事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	聴覚障がい者、及び音声または言語機能障がい者	手話通訳者または要約筆記者の派遣	計画どおり	18,311	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):意思疎通支援事業の実施】 手話通訳者、要約筆記者などを派遣し、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。また、手話通訳者が同行できない場合などにおいても、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を令和3年12月から実施し、聴覚障がい者等の意思疎通支援の更なる充実が図られたところであるが、利用者に対する、より一層の周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:意思疎通支援事業の拡充・遠隔手話通訳サービスの利用促進】 聴覚、言語機能または音声機能の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加等を促進するために、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣していく。「遠隔手話通訳サービス」については、作成したチラシや動画などを活用した周知啓発を実施することで、更なる利用促進を図っていく。 また、令和4年度から、県との共同により「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を実施していく。</p>	拡大
障がい者合理的配慮促進事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	市職員 民間事業者 市民 障がい者	障がい理由とする差別解消の取組を推進	計画どおり	389	H27	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職員や市民等への周知・啓発及び更なる合理的配慮の提供】 差別的な取り扱いの防止や合理的な配慮の提供について、新規採用職員への研修を実施したほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画をミヤラジ・バンパビジョンやプレックスのホームページ等で放映することや、啓発物品及びヘルプマーク・ヘルプカードのチラシを障がい者週間に配布するなど、障がいや障がい者に対する理解促進に努めた。(再掲) また、障がい福祉課窓口のタブレット端末を利用した、手話通訳問合せ対応サービスを行うほか、地域行政機関等での手続きの際に、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を令和3年12月から実施した。 令和4年10月に、全国障がい者スポーツ大会が開催されることから、さらなる合理的配慮の促進に係る取組が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:全国障がい者スポーツ大会を捉えた周知啓発の実施及びICTを活用した支援策の検討】 障がい理由とする差別解消の推進を図るため、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか、全職員への研修の実施や、「全国障がい者スポーツ大会」の開催を見据えた、様々な周知啓発の実施など、より一層、障がいへの理解促進を図っていく。 また、手話通訳問合せサービスや遠隔手話通訳サービスを効果的に実施していくとともに、障がい者への更なる合理的配慮の提供に向けて、ICTを活用した支援策などを検討していく。</p>	拡大
障がい者就職ガイダンス実施事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	障がい者雇用を行う企業による合同就職説明会の実施	計画どおり	0	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ハローワーク及び商工会議所と連携した事業の実施】 障がい者就職ガイダンスを実施したことにより、企業の障がい者雇用の理解促進及び障がい者の雇用機会の創出が図られ、7名の障がい者の就職につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:障がい者就職ガイダンスの継続実施】 障がい者の就職につながる機会を、引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援に係る意見交換を行いながら、事業を実施していく。</p>	
移動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	外出及び余暇活動等、地域生活における自立生活及び社会参加の促進	屋外での移動が困難な障がい者・児	社会参加のための外出の際の移動支援の提供	計画どおり	96,041	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの実施】 屋外での移動が困難な障がい者・児に対し、移動介護を含めグループ支援や通学通所支援を提供することで、事業者の柔軟な支援提供及び障がい者・児の自立生活や社会参加への促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 引き続き、屋外での移動が困難な障がい者・児の地域生活における自立、社会参加の促進を図るため、個々の状況に応じ、支援が必要な障がい者・児への移動支援の提供や事業所における適正なサービス提供の実施を図るとともに、利用者等のニーズを把握し、サービスの向上に努める。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇障連運営補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		円滑な事業実施の促進及び障がい者の在宅支援	宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	計画どおり	8,261	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):団体への補助の実施】 宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:団体への補助の継続実施】 社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。</p>	
工賃向上等支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の就労及び工賃水準の向上	障がい者 障がい福祉サービス事業所 団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画どおり	9,929	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):施設製品の販路拡大、工賃水準の向上】 障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上の増加が工賃水準の向上につながることから、「わく・わくショップU」における魅力ある製品の販売や大型商業施設におけるマルシェ等の販売会の実施など、コロナ禍においても工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、イベントなど一部の売り上げが回復傾向にあるなど、一定の効果が得られた。 ※市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 (R1:18,433円、R2:16,703円、R3:17,479円) 令和元年度から開始した「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、下請け業務などの役務の開拓等を実施したことにより、前年度より4件増である12件の新規受注につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:各種事業の継続実施】 障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施をしていくほか、コロナ禍においても、販路拡大や販売会の拡充を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。</p>	
重度障がい者タクシー料金助成事業(扶助費)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券の配布	計画どおり	97,748	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】 重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実することにより、障がい者の生活圏の拡大等が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:タクシー料金助成事業の継続実施】 公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加の促進のために、引き続き、タクシー料金助成事業を実施していく。</p>	
障がい者交通費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画どおり	9,765	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通費助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施】 知的及び精神障がい者に対して、公共交通機関を利用する際の助成を行い、社会的自立・社会参加等の促進が図られた。 精神障がい者交通費助成事業については、ICカード「totra」へのポイント付与を行い、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施と検証】 引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、精神障がい者交通費助成事業について、バス事業者と連携を図り、事業の効果等を検証し、利用者の更なる利便性向上につなげていく。</p>	
障がい者週間啓発事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の理解促進	市民	障がい者の理解促進に係る街頭啓発活動の実施	計画どおり	167	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がいや障がい者に対する理解の促進】 障がい者週間に合わせ、ミヤラジ・バンパビジョンでの合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や、わく・わくアートコンクール巡回展での啓発物品及びヘルプマーク・ヘルプカードのチラシ配布等を行うことにより、障がいや障がい者に対する理解の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:啓発事業等の継続実施】 障がいへの理解促進を図るために、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、障がい者週間に合わせた啓発事業などを実施していく。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設置	計画どおり	0	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者施設周辺への設置】 路面標示1か所を予定していたが、設置予定箇所の道路舗装工事の工期が当初見込みより延期されたことにより、令和3年度は未設置となった。</p> <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉ゾーンの設置等の継続実施】 障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、引き続き、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した既存の「障がい者福祉ゾーン」の修繕に取り組んでいく。</p>	
身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画どおり	489	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):就労等に必要の自動車に係る費用の支援の実施】 自動車改造に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実にすることにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:自動車改造等に係る補助の継続実施】 障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要経費の一部を補助していく。</p>	
身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	身体障がい者補助犬導入の促進	補助犬育成事業者18歳以上の在宅の身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入等に要する経費	計画どおり	2	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助犬導入等費用の一部補助の実施】 補助犬の導入に係る経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減がなされ、補助犬の導入等の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】 身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。</p>	
奉仕員等養成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	各種奉仕員通訳者等として活動する意欲を持つ市民	講座の実施	計画どおり	4,996	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種奉仕員等の人材育成】 手話奉仕員養成講座や音訳奉仕員養成講座を実施するなど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚及び視覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:各種養成講座等の継続実施】 聴覚及び視覚障がい者等の円滑な意思疎通を支援し、社会参加の促進等を図るために、引き続き、各種奉仕員養成講座等を実施していく。</p>	
盲導犬ふれあい教室	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の幼少期からの理解促進	小学生	小学校において盲導犬ふれあい教室を実施	計画どおり	1,040	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):小学生に対する障がいへの理解促進】 盲導犬ふれあい教室を小学校で実施することにより、幼少期からの障がいへの理解促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:盲導犬ふれあい教室の継続実施】 小学生に対して、障がいへの更なる理解促進を図るために、引き続き、盲導犬ふれあい教室を実施していく。</p>	
宇障連地域交流事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	感染症の影響による変更	129	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域交流事業実施の支援】 新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの開催となったが、地域の人たちの障がい者に対する理解促進が図られるよう、事業の内容や配信方法を工夫し、実施した。</p> <p>【②今後の取組方針:地域交流事業に対する補助の継続実施】 障がい者に対する理解促進や地域の人たちとの親睦が図られるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、障がい者団体が効果的な事業を実施できるよう、地域交流を支援していく。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
うつのみやふれあいスポーツ大会 実行委員会交付金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者の社会参加 の促進及び体力の増 強	宇都宮市内の障が い者及びその保護 者	スポーツ大会の開催	感染症 の影響 による 変更	0	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):スポーツ大会の開催を支援】 新型コロナウイルス感染症の影響により中止  【②今後の取組方針:スポーツ大会開催支援の継続実施】 障がい者がスポーツを通して体力の増進と社会参加の促進のために、新型コロナウイルス 感染症対策を講じながら、引き続き、ふれあいスポーツ大会を開催できるよう支援し、積極的 な社会参加機会の確保に取り組んでいく。	
うつのみやふれあい文化祭	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者の社会参加 及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又 は通勤・通学してい る障がい者・児	文化祭の開催	感染症 の影響 による 変更	282	H15	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):文化祭開催による社会参加機会の確保】 新型コロナウイルス感染症の影響により、ステージ発表等多くのプログラムを中止したが、 障がい者の社会参加の促進のため、作品展示会やウェブ上で作品を鑑賞できる取組(バー チャル美術館)を実施したことにより、メディアに取り上げられるなど、多くの市民の関心が得 られた。  【②今後の取組方針:文化祭の継続実施・効果的なバーチャル美術館の周知】 障がい者の文化的な発表の場を設けるとともに、来場者との交流が図られるよう、引き続 き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、文化祭を開催し、積極的な社会参加機 会の確保に取り組んでいく。また、バーチャル美術館についても、より鑑賞しやすい工夫し、 多くの市民に見てもらえるよう効果的な方法で周知を行っていく。	
重度障がい者等就労支援特別事 業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		雇用施策と連携した 通勤支援や職場等 における支援の実施に よる重度障がい者等 の就労機会の拡大	重度訪問介護、同 行援護、行動援護 の支給決定を受け ている障がい者で、 民間企業や自営で 週10時間以上就労 するもの	通勤や職場等における身 体の介護等(自営業者へ は業務の支援を含む)	計画 どおり	633	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):事業開始と適切なサービスの提供】 重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、訪問介護や同行援護による業務支援を開 始したことにより、就労における外出などの活動機会の拡大につながった。 また、利用希望があった自営業者に対しては、サービス提供事業者等と連携を図ることで、 必要な労働の確保につながった。  【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施・重度障がい者等就労支援特別事業 の利用促進】 引き続き、就労時における支援を提供していくとともに、企業等に雇用される障がい者にも 活用されるよう、雇用施策の関係機関等と連携して周知を図っていく。	
障がい者工賃ステップアップ事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進		障がい者の工賃水準 の向上	障がい福祉サービ ス事業所	事業所に経営等に関する 専門家(中小企業診断 士)を派遣し、生産活動に おける経営改善を支援	計画 どおり	1,130	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):中小企業診断士との連携による事業の実施】 専門家による売上と費用等の分析・助言により、生産活動の効率化や事業所の経営改善 がなされ、一部事業所では工賃水準の向上が図られた。  【②今後の取組方針:障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】 コロナ禍においても障がい者の工賃水準の向上を図るため、引き続き、中小企業診断士と 連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し提案・助言するなど、事業所ニ ズに応じた支援を行っていく。	
障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立 の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の社会参加 の促進	宇都宮市に居住して いる障がい者及びそ の介護者、市内の 障がい者福祉団体 等	バス運行の委託	感染症 の影響 による 変更	4,914	S54		【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者の社会参加の促進】 昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数、稼働率共に低調で あったが、感染症対策を講じた上で事業を継続したことにより、特別支援学校等の社会見学 の利用があるなど、障がい者の社会参加の促進が図られた。  【②今後の取組方針:障がい者福祉バス運行事業の継続実施】 障がい者の社会参加を促進するために、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や 社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
わく・わくアートコンクール	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の文化活動支援及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	入賞作品の審査及び巡回展示会の開催	計画どおり	1,350	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コンクールの開催及び普及啓発】 より多くの市民が鑑賞できるよう、人通りの多い駅や大型商業施設など一部の会場を変更し、展示回数を確保したことにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針:コンクール等の継続実施】 市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解促進を図るために、引き続き、コンクールを開催するとともに、巡回展示やカレンダーの配布など普及啓発に取り組んでいく。</p>	
ここ・ほっと巡回相談事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		発達障がいの早期発見・早期支援	発達の気になる児童及び保育園等の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園訪問</li> <li>・専門職向け研修会の開催</li> <li>・5歳児チェックリストの運用</li> <li>・個別相談会の開催</li> </ul>	感染症の影響による変更	667	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ここ・ほっと巡回相談事業の充実】 〈園訪問〉 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対象を絞り、希望する園を優先に訪問するなど、縮小して実施。訪問以外の園支援として、心理相談員による電話相談を行い、園での対応方法や子どもの発達状況等により、発達センターを勧奨するなど「発達障がい」の早期発見に努めた。今後、新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、園訪問の実施方法について検討する必要がある。</p> <p>〈5歳児チェックリスト〉 ・「5歳児チェックリスト」の回収率は98.6%で、「保育士用のチェックリスト」は、126園中59園、220名の「気になる児童」の報告があった。内、療育につながっていない154名に対して、保健師と担任が電話にて情報交換を行い、児童の発達の状況にあわせて、園訪問、発達センターへの勧奨、園での対応方法の助言等を行う等、園との連携を強化することができた。今後、さらに「保育士用のチェックリスト」の有効活用について検討する必要がある。</p> <p>〈研修会〉 ・年間計画4回のところ2回実施。今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、より安全性を考慮した研修会を運営していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:幼稚園・保育園等との連携強化】 〈園訪問〉〈5歳児チェックリスト〉 ・「ここ・ほっと巡回相談」の対象を、園からの依頼だけではなく、「5歳児チェックリスト」枠を設ける等、適切な時期にアプローチできるよう連携、調整を図っていく。特に、園から提出された「保育士用のチェックリスト」を基に、ここ・ほっと巡回相談の利用実績のない園に対しては、園訪問利用を優先的に働きかけ、保育士等のスキルアップを図るとともに、当センターとの関係性を築くとともに、「発達障がい」の早期発見、早期療育の強化を図る。</p> <p>〈研修会〉 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止として、より安全性を考慮した研修会を開催する。また、研修会の開催方法として、Web研修も視野に入れて検討する。</p> <p>・研修会を通して、発達障がいに対する理解を深めるだけでなく、発達センターの役割や相談の状況についても情報提供をしていくなど、内容の充実を図る。</p>	
子ども発達相談室事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		発達に不安を抱いている保護者等の不安の軽減及び個々の特性に応じた適切な支援	発達に遅れ等がある児童及びその保護者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や面接による相談対応</li> <li>・関係機関等とのコーディネート</li> </ul>	計画どおり	859	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):子ども発達相談室の充実】 ・困難ケースが増加する中、地区保健師との連携を強化するなど、支援体制を充実させた。 ・当センターは開設15年目となり、その間の社会情勢の変化や、障がい児支援における国の動向等により、障がい児支援体制の枠組みが大きく変化している。特に、近年、児童発達支援事業所や発達支援を専門にした医療機関等が増加し、相談・療育の選択肢が増えている。今後、発達支援の中核である当センターのあり方や役割等について、市民サービス向上の視点で見直していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:相談体制の充実】 ・児童発達支援事業所及び各医療機関等の対象者や利用基準等について情報を集約し、当センターは地域との連携のもと、「発達支援」という専門的な枠組みの中で相談を受け、適切な支援に確実につなぐ等、専門性を生かしてコーディネート強化するなど、相談機能の充実を図る。</p> <p>・心理士の配置により、心理職による専門的な相談体制の充実を図るため、「人材育成」等を強化する。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
居宅訪問型児童発達支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		児童の心身の発達促進や円滑な集団生活移行支援	医療的ケア等が必要なため、障がい児通所支援を利用することが困難な児童	日常生活における基本動作の指導や遊びを通して発達を促すための療育の提供	計画どおり	0	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):居宅訪問型児童発達支援事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者に対して感染症対策を徹底しながら、計画通りに支援ができた。コロナ禍においても回数を増加したいとの申し入れが多く、保護者からは非常に需要が高い。</li> <li>・訪問しての療育から、通所につなげることができ、適切な移行支援を行うことができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:円滑な療育支援の提供と事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性を踏まえた効果的な療育のために、専門職との連携を進めていく。</li> <li>・地区保健師や訪問看護師等に対して、継続的な周知啓発に努めるとともに、ニーズを把握していく。</li> <li>・関係機関との連携を図りながら、通所施設への円滑な療育の移行支援を行う。</li> </ul>	
グループホーム設置費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人	改修費に対する補助	計画どおり	889	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】</p> <p>障がい者グループホームの改修費に補助することにより、障がい者グループホームの維持修繕が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <p>障がい者グループホームの維持修繕を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。</p>	
重度心身障がい者医療費助成	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		重度心身障がい者の健康増進に寄与	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者	医療費の助成	計画どおり	1,057,962	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療費助成の継続実施及び精神障がい者への制度適用対応】</p> <p>重度障がい者の医療費負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう、医療費助成対象者に精神障がい者を追加する制度改正の事前準備を行ったことにより、三障がい全ての重度障がい者の健康増進に寄与した。</p> <p>また、制度改正については、令和3年3月に利用者や医療機関等の関係機関への周知を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:重度心身障がい者への医療費助成の実施】</p> <p>重度心身障がい者が安心して医療が受けられるよう、引き続き「現物給付方式」により医療費助成を行っていくとともに、利用者や関係機関等への更なる周知に努めていく。</p>	拡大
障がい者への虐待防止事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者障がい福祉サービス事業者市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	0	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <p>障がい福祉サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事案については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時保護(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の防止等が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】</p> <p>引き続き、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応していく。</p>	
人工内耳体外装置購入費助成	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		人工内耳装置用者の自立及び社会参加の支援を図る	人工内耳装置用者で市内に住所を有し、かつ聴覚機能障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けている者	人工内耳の体外装置の買い替え等に係る費用の助成	計画どおり	0	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):人工内耳体外装置購入に係る費用の助成】</p> <p>人工内耳装置用者に対し、買い替えや修理に係る相談を受ける際には、制度内容の説明等を行ってきたが、実績を上げていくためには、今後、更なる周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:助成の継続実施・助成制度の利用促進】</p> <p>利用者に対する周知に加え、医療機関や取扱店にも制度説明を実施するなど、更なる周知に努め、利用促進を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
体験的宿泊支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者等及びその家族の福祉向上	介護者からの自立を体験できる機会等を必要とする障がい者等	グループホーム等への体験的な宿泊	感染症の影響による変更	0	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):体験的宿泊支援事業の実施】 体験的宿泊支援事業については、障がい者及びその家族に対する親なき後への理解促進等のために実施することとしているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、事業所における体験宿泊を延期した。</p> <p>【②今後の取組方針:体験的宿泊支援事業の実施】 障がい者及びその家族に対する親なき後への理解促進等のために、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に講じながら早期に事業を実施していく。</p>	
デイケア事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	10,591	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】 サービス提供事業者等と連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の能力向上の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】 在宅の重度心身障がい者の身辺処理能力・社会適応能力の向上を図るため、引き続き、日常生活動作訓練等を行うデイケア事業を実施していく。</p>	
緊急通報システム	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応及び日常的な相談、定期的な状況確認の実施	一人暮らしの重度身体障がい者等	緊急通報装置の設置	計画どおり	162	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):緊急通報装置の設置及び適正なサービス提供】 緊急通報装置を設置することにより、一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】 一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図るために、引き続き、緊急通報装置を設置していく。</p>	
自立支援協議会運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携促進	障がい児・者 市民	会議の運営	計画どおり	0	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):全体会・各部会の開催・活用】 自立支援協議会の全体会や各部会を開催するとともに、障がい者の自立支援や就労支援、地域生活支援体制などの地域生活に係る課題の共有や関係機関との連携強化等が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:関係機関等によるネットワークの構築等】 より一層、関係機関等との連携強化を図るために、引き続き、全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有と解決を図っていく。</p>	
重度身体障がい者住宅改造費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		重度身体障がい者の生活環境の整備	重度身体障がい者(児)	住宅改造費補助	計画どおり	3,593	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):住宅改造経費の一部補助の実施】 住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の身体障がい者の生活環境の整備が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助していく。</p>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
障がい者生活支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画どおり	34,623	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援の実施及び相談支援体制の充実】 より複雑化してきた相談に対応するため、障がい者生活支援センターを再編し、令和4年1月に4か所の体制が整ったことにより、相談支援の充実が図られた。 また、サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」を令和4年2月に開始したことにより、在宅障がい者等の緊急時における支援の充実が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:相談支援の継続実施】 障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、引き続き、相談支援機関への研修やガイドライン等を通じ、基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割について、周知等を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。 緊急時相談支援事業について、引き続き、計画相談員や地域包括支援センター、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者の掘り起こしに努めていく。</p>	
障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	26,100	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】 ・第6期障がい福祉サービス計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障害者福祉施設の基盤強化を図ることができた。今後も、計画に基づき、着実な施設整備を推進する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:計画のかつ着実な整備促進】 ・社会福祉法人の意向調査を行いながら、国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、計画の適切な進行管理を行っていく。</p>	
身体障がい者手帳交付事務	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		身体障がい者手帳の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	0	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】 身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。</p> <p>【②今後の取組方針:手帳の認定・交付の継続実施】 引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。</p>	
成年後見制度(知的障がい者)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の権利及び財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	市長からの家庭裁判所への申立および報酬の助成	計画どおり	1,924	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の周知と利用促進】 成年後見制度の周知や成年後見人等への報酬の負担が困難な人を報酬助成に結び付けることにより、障がい者の権利や財産の保護が図られた。 潜在的に支援が必要な方の制度利用を促進するため、成年後見制度利用促進法において市町村が実施に努めることとされる内容について、関係課とともに研究した。</p> <p>【②今後の取組方針:制度の周知及び継続実施】 障がい者の権利擁護の推進のため、引き続き、制度の周知・理解促進を行う。 成年後見制度利用促進法や本市成年後見制度の課題に対応し、成年後見制度の利用促進の基本的な考え方を示す計画について、次期地域福祉計画との一体的な策定を検討するとともに、司法関係者等の検討組織による中核機関設置に向けた検討を行う。</p>	
精神通院医療費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		精神障がい者の適正な医療普及の促進	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	計画どおり	40,828	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):精神障がい者への医療費助成の実施】 精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:医療費助成の継続実施】 精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。</p>	

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
地域活動支援センター事業(民間)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供	計画どおり	88,903	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 地域活動支援センターにおいて、日中活動の場(機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス)を提供することにより、障がい者の地域生活支援の促進が図られた。</p> <p>【②適切なサービス提供の継続実施】 障がい者の創作活動や生産活動の機会として、引き続き、日中の活動の場を提供していくとともに、適切な事業運営が行えるよう、利用状況や事業の運営状況を把握していく。</p>	
日常生活用具給付事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	113,691	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズを反映させた適正な給付】 日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 障がい者の日常生活の支援を図るため、引き続き、日常生活用具の給付に取り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目を検討していく。</p>	
日中一時支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者等の一時的な活動の場の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供及び家族の一時的な休息等の確保	計画どおり	130,299	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 障がい者施設や特別支援学校等において、障がい者の一時的な活動の場の提供や、家族の休息等の確保が図られている。</p> <p>令和2年度に類似事業との役割を整理し、令和4年度までに事業終了とした放課後支援型については、利用者の他事業への移行状況などを把握し、終了に向けて支障がないことを確認した。</p> <p>【②今後の取組方針:利用者のニーズ等を踏まえた事業の実施】 引き続き、適切な事業運営を図っていくとともに、利用者のニーズにあわせたサービスの提供が行えるよう、利用実態や利用者ニーズを把握していく。</p>	
福祉ホーム運営費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助等	計画どおり	6,601	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安定した居住環境の確保】 福祉ホームの設置法人へ運営に要する経費を補助することにより、障がい者の安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 障がい者の地域生活を支援するため、引き続き、福祉ホームの運営経費を補助していく。</p>	
福祉電話等事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		相談等各種サービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	195	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉電話の設置】 外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。</p> <p>【②サービス提供の継続実施】 相談等各種サービスの提供のために、引き続き、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業の継続に取り組んでいく。</p>	
訪問入浴サービス事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者(児)への定期的な入浴サービスの実施	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	定期的な入浴サービスの提供	計画どおり	22,437	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】 在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、定期的な訪問入浴サービスを提供したほか、利用者数の増加や利用回数の拡大に向け、事業所へ新規参入や事業拡大について働きかけを行った。</p> <p>また、本事業の利用日以外にも入浴したいとの要望があったことから、国に確認し、居宅介護と訪問介護の組み合わせによる入浴も可能として、利用者に対応した。</p> <p>【②今後の取組方針:安定的なサービスの提供体制の確保】 定期的な訪問入浴サービスを安定して提供できるよう、引き続き、訪問入浴サービス提供事業所の拡充について働きかけていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
家族支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター内事業利用児童の保護者	親の養育技術を向上させるへアレントレーニンク及び心理相談員によるカウンセリング(家族サポート)	計画どおり	7	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):家族の精神的負担の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は、へアレントレーニンクや家族サポートの対象者を、医師や各療育担当と連携したことにより、早期に確保することができ、家族の精神的負担の軽減及び養育技術の向上につながったことから、事業の目的に達成することができた。</li> <li>へアレントレーニンクにおいては、これまで実施していたへアレントレーニンク(対応力強化)の内容に、へアレントプログラム(親の認知の修正)の内容を追加(1コース6回→9回)して実施し、内容の充実を図ることができた。</li> <li>医師の指示が出ている対象児が少ない傾向にあることから、医師や各療育担当者との連携を強化し、受講者の確保に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:へアレントレーニンクの充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>へアレントレーニンクにおいては、昨年度から9コースに変更して実施したところ、ピアサポート(仲間同士のサポート)の効果が得られたため、家族の精神的負担の軽減につながる成果であり、今後も引き続き同内容で実施しながら、資料や説明方法を随時見直し、更なる充実を図っていく。</li> </ul>	
ここ・ほっと交流事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		交流を通じた障がい理解の普及啓発	・かすが園 ・若葉園 ・西部保育園または子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	・季節に応じた行事がキキウム ・日常保育中での交流事業	計画どおり	120	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):児童の交流促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策として、「ここ・ほっとまつり」は規模を縮小し、地域住民の参加は見合わせたものの、障がいの有無に関わらず、子どもたちが交流する機会を確保することはできた。</li> <li>行事がキキウムや日常保育の中で障がいのある見とない児の交流事業については、感染症対策を適切に講じながら実施することができたため、事業の目的に沿った一定の成果を得られた。</li> <li>地域におけるノーマライゼーションの推進に向け、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、地域住民との交流の機会を確保していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自然な交流によるノーマライゼーションの更なる推進】</p> <p>新たな生活様式を踏まえた交流事業の実施手法の検討などにより、児童や地域住民が安心して交流できる機会の確保に取り組んでいく。</p>	
重症心身障がい児プール活動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど身体能力の維持・向上及びQOLの向上	重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用した、医師・理学療法士、看護師等による安全なプール活動	計画どおり	470	H20	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心なプール活動の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用児の成長や病状の変化に応じた活動内容や介助方法ができるよう、職員間での情報共有や安全策の確認を随時行い、また、必要に応じて医療機関との連携を図りながら、プール活動中の安全性を確保することができた。</li> <li>医師や保育士など安定的な人材を確保していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:安定的な人材の確保】</p> <p>リスクの高い医療的ケアや介助量が多い重度の肢体不自由児も安心して活動が継続できるよう、医師や保育士などの安定的な人材の確保に努めていく。</p>	
診療検査事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がいの早期発見と効果的な療育の推進	障がい児、またはその疑いのある児童	小児科医師の診察による療育及び支援の方向性の決定	計画どおり	222	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医師と療育担当者との連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師や療育担当者や連携を取りながら診断告知のタイミングや告知後の保護者フォローなど、保護者の児に関する障がい理解を促進していくことができた。</li> <li>保護者が児童の診断や発達特性をより一層適正にとらえられるよう、分かりやすい保護者への説明を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:保護者への説明の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診察前に保護者が記入する問診票を活用し、具体的に保護者のニーズを把握できるようにする。</li> <li>医師が診断について説明する際に、診断名にあわせて発達特性や対応方法についても説明しやすいフォーマットを作成し、保護者への説明を強化していく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
専門療育事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		症状の軽減や日常生活動作の獲得など身近な地域における自立の促進	障がい児、またはその疑いのある児童	医師の指示のもと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による個々の特性に応じた専門療育の提供	計画どおり	214	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利用者アンケートの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各専門療育(理学・作業・言語・心理)の目的や指導内容について分かりやすいパンフレットを作成し活用することで、保護者の理解を促すことができた。</li> <li>なないろ教室利用者へのアンケートを実施した結果、保護者は就園先との情報共有の難しさや就学に向けて不安を抱えていることが分かったことから、就園先や就学先との連携をより一層強化して行く必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:児童の発達特性についての理解促進/関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の見立てや診断に基づき、保護者に発達障害の特性についての知見も踏まえた総合的包括的な助言を行っていく。専門領域の分野については作成したパンフレットを活用し、児への対応方法について具体的に助言を行っていく。</li> <li>関係機関と情報を共有し、切れ目のない療育支援の体制を構築する。</li> </ul>	
早期療育支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		児童の発達促進及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がい疑われる児童及びその保護者	保育士による個々の状態に応じた個別・グループ指導及び保護者への助言指導	計画どおり	156	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):療育機会の確保、アンケートの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期療育が必要な児に対し適切な時期に支援が提供できるよう、医師や専門職と連携をし、調整を行ったことで、療育待ちが生じることなく事業運営ができた。</li> <li>保護者が日々使用する予約表に通室目的を記入したことや、医師による診断の告知後、保護者の気持ちに寄り添いながら発達特性を丁寧に説明することで、保護者の発達特性の理解が得られ、保護者の不安軽減と障がい受容の促進につながった。</li> <li>保護者が発達特性や診断について適切に理解できるよう、医師や専門職との連携を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:保護者支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が発達特性や精神疾患を有するケースなど、児の障がい理解に時間を要するケースが増えていることから、保護者の精神面のケアとあわせて児の特性について丁寧に説明していくなど、医師や専門職との連携を強化しながら保護者の児への障がい理解を促進していく。</li> <li>児童発達支援事業所を利用している保護者に対し、診察の際に問診票を活用し保護者のニーズを的確に医師へ報告することで、保護者の理解促進、不安軽減を促進していく。</li> </ul>	
通園事業の運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい児の社会生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	かすが園・若葉園への通所による療育の提供及び保護者支援	計画どおり	32,762	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害児通所療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を徹底し、安全安心な環境を整えながら、療育を実施することができた。</li> <li>かすが園において、児童の状況に応じて年長児の単独通園を進めることで、保護者の負担軽減を図ることができた。さらに、重症児の受け入れを実施し、児童が家族以外の大人と触れ合う機会を創出するとともに、保護者の負担軽減を図るなど、家族支援につながった。</li> <li>通園施設運営システムを導入することで、職員間において支援内容の共有化を図ることができ、療育の質の向上につなげることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:更なる障害児通所療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子連絡帳システムを運用開始することで、児童の状況や療育内容などが理解しやすく、保護者にも活用しやすいよう、機能のさらなる充実を図る。</li> <li>児童発達支援センターの役割を鑑み、専門性を活かしながら、通所支援を利用する児とその家族を支援するとともに、子どもの障がいの有無に関わらず、保護者が就労しやすい環境を整備するため、かすが園・若葉園の開園時間を延長し、延長療育を実施する。</li> </ul>	拡大

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
発達支援ネットワーク事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	好循環P 戦略事業	関係機関との連携強化 市民への障がい理解の啓発	市民及び関係機関・ 団体	・関係機関・団体との連携 による支援 ・研修会や啓発紙を活用した 啓発活動	計画 どおり	365	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:医療的ケア児支援に向けた関係機関との連携 ・発達支援ネットワーク会議については、引き続き、「医療的ケア児に係る協議の場」として活用し、医療的ケア児台帳の更新報告とあわせて、関係機関(保健・医療・教育機関、民間事業所)との連携強化について、情報共有や意見交換の場の整備についての様々な意見をいただいた。また、会議での意見を基に、事業所等を対象とした意見交換会及び医療的ケア児の支援に係る実務者との意見交換会を実施した。 ・事業者や実務者との意見交換会において提案された、より地域特性を踏まえた意見交換の場の開催により、関係機関・団体における連携の強化を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:多様な障がい児への支援に向けた関係機関との連携強化 ・発達支援ネットワーク会議において課題等を抽出し、今後の対応策について検討する。 ・今後、事業所の質の向上に向けて地域特性を踏まえた意見交換の場の充実や、事業所と学校との連携強化に向けた情報共有のための仕組みづくりを検討する。 ・医療的ケアを必要とする児童が増加する中、それぞれの障がいの程度に応じたサービスの利用や保健医療、福祉、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、実務者との意見交換を行うことにより、情報や課題等を共有しながら連携強化を図る。 ・医療的ケア児の家族支援のための在宅レスパイト事業を新規に実施する。</p>	拡大
保育所等訪問支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい児の集団生活 適応能力の向上	障がい児通所給付の 決定を受けた障がい 児	集団生活適応に向けた療 育の提供及び園への助言 指導	計画 どおり	0	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保育所等訪問支援の充実 ・教育・保育施設等に対して積極的に周知活動を実施したことにより、希望者や訪問園が増加した。継続的に訪問し、担当保育士等に丁寧に助言指導を行ったことで、保育士の障がい児に対する援助技術の向上を図ることができ、集団生活適応の促進につながった。 ・児童発達支援センターとして、事業全体のレベルアップのため、初めて「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」を開催した。同事業を実施している事業所が集まる場を設けたことで、情報交換を行い、今後の連携等に向けて課題の共有を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:円滑な療育支援の提供と利用促進 ・「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」において課題となった、他の事業所の実施情報について、関係機関等への事業説明の機会を活用し周知していく。 ・障がい児の特性や支援内容に合わせて、柔軟かつ円滑に支援が行えるよう、専門職と連携し支援の充実に努めていく。 ・様々な症例の児童に対応するため、訪問支援員のスキルアップを図っていく。</p>	
グループホーム設置促進事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループ ホームの設置促進	新たなグループホーム を運営する法人	備品購入費に対する補助	計画 どおり	2,101	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助の実施 障がい者グループホームの備品購入費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助の継続実施 障がい者グループホームの設置促進を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。</p>	
心身障がい者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者への手 当支給	国の特別障がい者 手当を受給してい ない①身体障がい者 1・2級の者②療育 手帳A・A1・A2、B1 (知能指数50以下) の者	月5,000円の手当	計画ど おり	470,080	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:適正な手当支給の実施 重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者の在宅生活等の支援につながった。</p> <p>【②今後の取組方針】:手当支給の継続実施 重度心身障がい者の在宅生活等を支援するために、引き続き、手当を支給していく。</p>	
難病患者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		難病患者への手当支 給	難病法に基づく指定 難病患者又は国若 しくは県が指定する 疾患の患者として医 療受給者証の交付 を受けている者で、 心身障がい者福祉 手当、特定疾患患 者福祉手当(経過措 置)を受給してい ない者	月5,000円の手当	計画ど おり	186,380	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:適正な手当支給の実施 難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支援につながった。</p> <p>【②今後の取組方針】:手当支給の継続実施 医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、難病患者の療養生活の質の向上を図るため、引き続き、手当を支給していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
こころのユニバーサルデザイン推進事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐむ人づくりの推進		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画 どおり	728	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:様々な周知啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:おもいやりの行動に関する啓発強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内中学校への啓発リーフレットの配布等に取り組んでいく。</li> </ul>	
市民福祉の祭典開催	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐむ人づくりの推進		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	・福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画 どおり	84	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民福祉の祭典の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベントは中止したが、各種表彰については、郵送により実施したほか、新たな取り組みとして、オンラインスクエアの大型ビジョンにてスライドショーを放映し、福祉への理解促進に取り組むことができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:各団体との連携による事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに効果的な事業となるよう、引き続き参加団体等と意見交換を行い、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、実施方法等について検討していく。</li> </ul>	
保健と福祉の出前講座の実施	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐむ人づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	・保健と福祉の出前講座の実施	計画 どおり	0	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:出前講座の周知・実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ったほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、感染予防対策の徹底など、工夫して実施したことなどにより、講座実施回数及び受講者数が増加した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保健福祉サービスや福祉制度の周知、サービスの適切な利用につながるよう、出前講座を実施していくとともに、講座参加後のアンケート等から把握した市民ニーズを講座の内容に反映させていく。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン講座の開催を推進する。</li> </ul>	
保健と福祉の相談事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		保健福祉サービスに係る市民への的確な情報提供と相談体制の充実	市民	保健と福祉の情報提供と相談	計画 どおり	739	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保健と福祉の相談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や障がい者生活支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、必要な保健福祉サービスの情報提供に取り組むとともに、本庁において、複数の分野の相談内容を一元管理できる「丸ごと相談つながるシート」の活用するなど、複雑化・多様化する市民ニーズに応じた相談に適切に対応することができた。</li> <li>・一方で、「丸ごと相談つながるシート」の活用が本庁のみであることから、より市民に身近な場所に展開する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:保健と福祉の相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、適切な保健福祉サービスを紹介するなど市民ニーズに応じた相談対応を行うとともに、多分野にまたがる複雑化・複合化した問題を身近な場所で丸ごと受け止め、最適な支援に迅速につながれるよう、職員の人材育成に取り組むほか、5拠点の保健と福祉の相談窓口においても「丸ごと相談つながるシート」の活用を拡大するなど、関係機関の協働の下で解決を図る包括的な相談支援体制の充実を図る。</li> </ul>	改善
介護事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護サービス事業者	介護サービス事業者に対する指導及び監査	感染症の影響による 変更	424	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な実地指導や事前通告を行わない巡回支援指導について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、効率的・効果的に実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した実地指導及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に十分に留意し、効率的かつ効果的に各事業と連携しながら、定期的な実地指導及び事前通告を行わない巡回支援指導を行い、介護サービスの質の確保・向上を図る。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
公園のバリアフリー化事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		すべての市民が安全で安心して利用しやすい公園の整備	高齢者や障がい者をはじめとした公園利用者	トイレや出入口の段差解消、点字ブロックの設置など施設のバリアフリー化	計画どおり	1,397	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公園のバリアフリー化整備の推進】</p> <p>峰1号児童公園において、出入口のバリアフリー化工事を実施し、高齢者等の利便性が向上した。</p> <p>【②今後の取組方針:公園バリアフリー化整備の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度より国庫補助を導入するため、県などの関係機関と調整を行い「公園バリアフリー化計画」を策定し、確実な財源確保に取り組む。</li> <li>効果的に公園施設のバリアフリー化を推進するため、立地適正化計画に定める誘導区域、DID地区内における近隣公園など、利用者の多い公園を優先的に整備する。</li> </ul>	
生活困窮者自立相談支援事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	33,344	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携を図り包括的かつ継続的な支援に取り組んだことにより、困窮状態からの早期脱却を図る支援を進めることができた。</li> <li>コロナ禍により外出が制約されている中、感染症対策を図りながらアウトリーチ支援員を活用し、窓口に来所することができない困窮者に対して、343件の訪問や同行などの支援を行い、包括的な支援に取り組むことができた。</li> <li>コロナ禍における経済状況の悪化により、相談者や支援対象者が増加しているが、雇用を取り巻く環境は依然厳しいことから、就労支援や住居確保給付金の活用などにつながるよう引き続きハローワークと連携するとともに、アウトリーチ支援員の活用などにより困窮者を早期に自立相談支援窓口につなげる必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した包括的かつ継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の抱える複合的な問題について解消に向けた支援を行うため、庁内各課はもとより関係機関等とも連携強化を図り、支援制度が浸透するよう更なる周知を図る。</li> <li>コロナ禍により増加する支援対象者に対応するため、就労支援員を1名増員し体制強化を図り、ハローワークと連携した継続的な支援に取り組むとともに、アウトリーチ支援員を積極的に活用することなどにより、困窮者に対して支援窓口利用を促し、自立に必要な包括的かつ継続的な支援に取り組む。</li> </ul>	
生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	早期就労可能な以下の者 ・生活保護受給者 ・児童扶養手当受給者 ・住居確保給付金受給者 ・生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者	・市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ・ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護受給者等の状況に応じた就労支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者等が早期に就労し、自立した生活の実現を可能にするため、「みやハローワーク就労支援コーナー」の機能を活かし、ハローワークの就職支援ナビゲーター、本市のケースワーカー、就労促進指導員等がそれぞれの役割のもとで切れ目のない支援に取り組んだことにより、多くの支援対象者を早期の就労につなげることができた。</li> <li>コロナ禍による雇用環境への影響により、就職活動の長期化が懸念されることから、支援辞退などにより就職活動が中断しないよう、就労指導員やケースワーカーなどによる伴走型支援を継続的に実施することが必要である。また、就労後についても職場への定着を図るため、継続的な支援が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な就労支援及び職場定着支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークなど関係機関との連携を維持したうえで、コロナ禍からの経済回復の状況を見極めつつ、効果的な就労支援に継続的に取り組む。</li> <li>引き続き、現在の支援体制を維持し、ハローワークとの一体的実施事業の推進により就労支援を促進するとともに、早期の離職を防ぎ就労後の職場への定着を図るため、就職後に定期的に就労状況の聞き取りを行うなどのフォローアップに取り組む。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
生活保護受給者等への就労準備支援事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等が必要な者への早期就労自立の促進	就労未経験や長期未就労など直ちに一般就労を目指すことが困難である以下の者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者	・個別カウンセリングの実施 ・日常生活習慣の改善支援や、ボランティア活動への参加等による社会的能力の習得 ・就労体験やセミナーの実施による就職活動に向けた知識やスキルの習得 ・個別求人開拓支援 ・家計収支について指導する家計改善支援	計画どおり	20,038	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮者等の状況に応じた就労準備支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労未経験などにより、直ちに就労すること事が困難な生活保護受給者の就職と自立を促すため、民間事業者が持つ様々なノウハウや幅広いネットワークを活用し、活動が制限されたコロナ禍においても、ボランティア活動や就労体験により、社会人として必要となる知識や経験の習得し、また、家計の維持を目的とした家計改善支援に取り組み、経済的社会的な自立に向けた準備を図った。</li> <li>・就労経験がないもしくは浅い困窮者の就労を目指すものであり、支援対象者は限られているが、個々の状況に応じた支援を継続することで就職につなげられている。引き続き、幅広い支援を実施していくため、ボランティア活動や就労体験など、社会性やコミュニケーションを身に付けられるメニューの充実が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な支援プログラムの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の生活状況の改善や目標の達成に向けて、適切な支援プログラムを活用することにより、困窮状態から脱却し自立した生活を送ることができるよう、計画的且つ継続的な支援に取り組む。</li> <li>・社会人として必要な経験を得るため、ボランティア活動や就労体験について、新たな協力企業を開拓し、さらなるメニューの充実に取り組む。</li> </ul>		
道路バリアフリー推進事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	高齢者や障がい者の安全性・快適性の向上 円滑な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	・点字ブロックの整備 ・横断歩道部の段差解消	計画どおり	5,063	H13	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心な歩行空間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化推進のため、中心市街地において、点字ブロックの整備や老朽化・破損した点字ブロックの修繕をしたほか、公共施設周辺で横断歩道部の段差解消を行うなど、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保に努めた。</li> <li>・JR手宮駅東口のまちびらきやLRT開業などにより拠点を取り巻く環境が変化し、NCCの形成が大きく進んでいくことから、今後の道路バリアフリーの方向性などについて、各関係機関と連携を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な道路バリアフリーの整備・修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、視覚障害者福祉協会と意見交換しながら、既存不適格の点字ブロックの改修や老朽化・破損などの状況に応じた修繕に取り組む。</li> <li>・今後の更なる道路バリアフリーを推進するため、道路空間再編事業等と連携を図りながら、事業の方向性や在り方の検討について取り組む。</li> </ul>		
やさしさはくむ福祉のまちづくり 公共的施設整備費補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		公共的施設のバリアフリー化の推進	市内で公共的施設の改修を行う事業者等	補助対象整備箇所(傾斜路・手すり・エレベーター・便所)の整備費の一部を補助	計画どおり	16	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施によるバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜路整備費の一部補助を実施することにより、公共的施設のバリアフリー化を着実に推進することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:ニーズを踏まえた制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化をさらに推進するため、事業者等のニーズを踏まえ、補助金制度等の見直しを検討していく。</li> </ul>		
市有施設のバリアフリーの推進	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		市有施設のバリアフリー化の推進	市民	・市有施設のバリアフリー化推進	計画どおり	0	H13	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー設備の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は、峰地域コミュニティセンターへのエレベーターの設置が完了し、市有施設の計画的なバリアフリー化を着実に推進することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:バリアフリーに対応した市有施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、今後も施設所管課と連携しながら、バリアフリーに対応した市有施設の整備に取り組む。</li> </ul>		
社会福祉施設等指導監査	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人等に対する指導監査	計画どおり	128	H9	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効率的・効果的な指導監査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な指導監査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインを活用しながらの書面指導監査に限定して実施した。計画に基づき効率的・効果的に行い、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した指導監査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に十分留意しながら、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図るため、効率的・効果的な指導監査を行っていく。</li> </ul>		



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
障がい福祉サービス事業者指導監督	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	感染症の影響による変更	1,192	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な実地指導や事前通告を行わない巡回支援指導について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、効率的・効果的に実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した実地指導及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に十分に留意して、定期的な実地指導及び事前通告を行わない巡回支援指導を行うとともに、各事業の効率的・効果的かつ連携した実施により、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図る。</li> </ul>	
民間福祉避難所情報伝達体制整備	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活環境の確保	民間福祉避難所(高齢者・障がい者施設)	・MCA無線機の配備による災害時の連絡体制を強化	計画どおり	2,276	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):MCA無線機による通信訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間福祉避難所に対して、MCA無線機の操作訓練の実施や各施設との個別通信訓練を実施し、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:民間福祉避難所との情報伝達体制の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に、民間福祉避難所協力施設が迅速かつ円滑に要援護者や物資を受け入れられるよう、通信訓練等を実施し、情報伝達体制を維持していく。</li> </ul>	
宇都宮更生保護女性会補助金	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		更生保護及び非行防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	・宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	110	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):更生保護女性会の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により活動回数が減少したものの、宇都宮更生保護女性会の活動経費の一部を補助することにより、ミニ集会等子育て支援活動を実施するなど、更生保護及び非行防止活動の円滑な推進に一定資することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護及び非行防止活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助していく。</li> </ul>	
宇都宮保護区保護司会補助金	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化	宇都宮保護区保護司会	・宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	1,580	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保護司の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により巡回指導等の活動回数が減少したものの、宇都宮保護区保護司会の更生保護相談等各種活動に要する経費の一部を補助することにより、新任保護司の研修会や広報活動等を実施し、保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防等、諸活動の円滑な推進に一定資することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助していく。</li> </ul>	
苦情解決事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		福祉サービスに関する苦情の解決	・福祉サービス利用者等	・苦情の相談対応 ・事例検討会の開催	計画どおり	37	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):苦情解決体制の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は、相談がなく、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事例検討会を開催しなかったものの、関係各課と苦情についての情報共有に努めるなど苦情解決体制の適切な運営を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続した苦情解決体制の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適切に運用していく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R3 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
社会を明るくする運動	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		犯罪や非行のない明るい社会の実現	市民	・啓発運動の実施	計画どおり	3	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した啓発運動の実施】 ・令和3年度は、新型コロナウイルスの影響のためイベントを中止としたが、宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携し、啓発パネル展の実施や、ラジオ放送、デジタルサイネージを活用した周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図りながら啓発運動を実施する。</p>	
民生委員活動等に対する支援	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	・民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	18,596	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助し、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した全体研修会(書面開催)の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・一方で、今後は、一斉改選により、多くの民生委員・児童委員が新たに委嘱されることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、効果的にかつ着実に技術の習得ができるよう支援する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・一斉改選後に新任研修を実施し、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。</p>	
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり事業	Ⅱ-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実	計画どおり	13	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ボランティア相談件数や、福祉のまちづくり表彰の応募数が減少したものの、感染拡大防止の観点から、郵送による表彰の実施や、幅広い団体へ推薦依頼を行ったことで、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】 ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。また、表彰式の開催については、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、実施方法等について検討していく。</p>	
災害時要援護者支援事業	Ⅱ-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備 ・防災地域活動補償制度の運用 ・高齢者体験用装具の貸出	計画どおり	883	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補償制度の導入、制度の理解促進、地区支援班の新規設置】 ・活動中の方が一事故等に備えることにより、避難支援者が安心して活動できるよう、防災地域活動補償制度を導入するとともに、コロナ禍における状況を踏まえながら、説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進したことにより、新たに1地区において、地区支援班が設置された。</p> <p>【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】 ・引き続き、災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、各地域における台帳整備を進めるとともに、個別避難計画の策定を推進し、地域における支援体制の充実に取り組んでいく。</p>	